

令和5年度
第1回 船橋市スポーツ推進審議会

会議資料

船橋市教育委員会 生涯学習部
生涯スポーツ課

令和5年度 第1回 船橋市スポーツ推進審議会 会議資料

目次

議 題

- (1) 令和5年度スポーツ関係団体補助金について . . . 1
 - ・ (別冊1) 各補助金申請書
 - ・ (別冊2) 各補助金交付要綱
- (2) 船橋市スポーツ健康都市宣言40周年記念事業について . . . 3
 - ・ (別冊3) 船橋市スポーツ健康都市宣言40周年記念事業について

報 告

- (1) 令和4年度 生涯スポーツ課関連事業について . . . 5
- (2) 令和5年度 生涯スポーツ課関連事業について . . . 6

令和5年度スポーツ関係団体補助金 一覧表

No.	団体名 (補助金の名称)	代表者	加盟団体・人数	令和4年度 市補助予算額 (円)	令和4年度 市補助決算額 (円)	令和5年度 市補助予算額 (円)	担当所管
1	船橋市スポーツ推進委員協議会 (スポーツ推進委員協議会補助金)	野口俊光	-	1,118,000	886,400	1,118,000	生涯 スポーツ課
	2			船橋市スポーツ推進委員協議会 (地区スポーツ振興補助金)	5,653,000	3,659,100	
3	船橋市スポーツ協会 (スポーツ協会事業費補助金 ・スポーツ協会事業)	山崎幸男	50 (補助対象 団体数)	10,000,000	10,000,000	10,000,000	生涯 スポーツ課
4	船橋市スポーツ協会 (スポーツ振興補助金 ・県民体育大会派遣事業)			5,800,000	3,444,400	5,800,000	
5	船橋市スポーツ協会 (スポーツ振興補助金 ・県民体育大会強化練習事業)	新田一郎	-	1,200,000	1,200,000	1,200,000	生涯 スポーツ課
6	葉台地区自治会連合協議会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・地域スポーツ奨励事業)			50,000	50,000	50,000	
7	二和地区自治会連合会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・地域スポーツ奨励事業)	田原勝博	-	212,000	0 (事業中止)	212,000	生涯 スポーツ課

議題（２）船橋市スポーツ健康都市宣言４０周年記念事業について

- 市は昭和５８年１０月１０日に「スポーツ健康都市宣言」を行い、今年で４０周年を迎えることから、４０周年を記念した事業を実施予定。
令和５年４月１３日に「船橋市スポーツ健康都市宣言４０周年記念事業実行委員会」を設立し、令和５年１０月９日（祝日・月曜日）に、運動公園一円を会場としたスポーツフェスタを計画中。（別冊３-２ 運動公園会場図のとおり）
- 様々なスポーツを体験できるブースを設けるが、スポーツに興味のない人等の参加を促進するためのアプローチ方法、どのようなスポーツを展開したらよいかご意見を伺いたい。

船橋市スポーツ健康都市宣言４０周年記念事業 概要

１．事業の名称

船橋市スポーツ健康都市宣言４０周年記念事業

２．事業の目的

スポーツ健康都市宣言４０周年を記念し、地域で行う各種スポーツ事業の活性化や、市民相互の交流契機となるようなスポーツイベントを実施するなど、スポーツへの関心と理解を深め、子どもから大人までスポーツに触れ合える環境づくりを推進する。

３．事業による効果

- スポーツ人口が増える（週１回以上のスポーツ実施率の上昇※第二次生涯スポーツ推進計画目標値）
- スポーツをすることで心身が健康になる人が増える
- 市民相互の交流が生まれる

４．事業内容

（１）市・市教育委員会

① 冠事業の募集（別冊３-１ 記念事業の募集のとおり）

「船橋市スポーツ健康都市宣言４０周年」を市民と一体となって盛り上げていくために、冠をつけて実施する市民・各種団体・企業の行事やイベントを募集する。

冠事業に登録すると、ロゴデザインの使用及び今後開設予定の記念事業ホームページへのイベントを掲載することができる。

(2) 船橋市スポーツ健康都市宣言40周年記念事業実行委員会

① スポーツフェスタ

	項目	内容
1	イベントの名称	船橋市スポーツ健康都市宣言40周年記念スポーツフェスタ
2	開催日時	令和5年10月9日(月・祝) 9時から16時
3	開催場所	船橋市運動公園
4	概要	船橋市運動公園一円を会場とし、様々なスポーツを体験できるブースを設ける。開催に当たっては、スポーツ関係団体等と協働して行う。

② 記念講演会

	項目	内容
1	イベントの名称	船橋市スポーツ健康都市宣言40周年記念スポーツ講演会
2	開催日時	未定
3	開催場所	未定
4	概要	世界で活躍するアスリート、指導者等を講師として招き、講演会を開催する。

報告（１）令和４年度 生涯スポーツ課関連事業について

月	行 事 名	期 間	場 所
4	スポーツ推進委員協議会総会（書面） スポーツ協会総会（書面） 春季・夏季市民体育大会 学校ナイター開始	15 27 3～9月 ～10月	— — 運動公園 ほか 市内中学校 10校
5	スポーツ推進委員初任者研修会 ホテル観賞会	21 6/16～19	青少年会館 運動公園ホテルの里
6	関東スポーツ推進委員研究大会	中止	神奈川県横浜市
7	千葉県スポーツ推進委員初任者研修会 学校プール開放	21 中止	県スポーツセンター 市内各小学校等
8	学校プール開放 第72回県民体育大会夏季大会	中止 27～28	市内各小学校等 県国際総合水泳場 ほか
9	秋季市民体育大会 第72回県民体育大会結団式並びに 第77回国民体育大会激励会（書面） ボッチャ交流大会東部地区	9～3月 中止 16 24	運動公園ほか 船橋市役所 — 東部公民館
10	2022 スポーツの祭典 第72回県民体育大会秋季大会 ボッチャ交流大会西部地区 ボッチャ交流大会北部地区 ボッチャ交流大会南部地区 ボッチャ交流大会中部地区 ジョイ&スポーツ	中止 10～11月 2 8 16 29 中止	運動公園 県スポーツセンター ほか 塚田公民館 北部公民館 浜町公民館 高根公民館 本町・宮本通り歩行者天国会場
11	2022 市民マラソン大会 全国スポーツ推進委員研究協議会 ボッチャ交流大会中央大会	13 11/17～18 23	運動公園 滋賀県草津市 船橋市役所
12	スポーツ推進委員リーダー研修会 千葉県スポーツ推進委員研究大会	1 19	船橋市役所 市川市
1	令和5年度行事調整会議（野球場・庭球場） 令和5年度行事調整会議（その他） 令和5年度行事調整会議（体育館） 第67回成人の日記念市民駅伝競走大会 学びと集い2022 第73回県民体育大会冬季大会	14 20 28 中止 28 中止	運動公園管理事務所 運動公園管理事務所 船橋アリーナ 運動公園～船橋アリーナ 県スポーツセンター アクアリンクちば ほか
2	令和5年度行事調整会議（武道センター） 第41回小学生・女子駅伝競走大会	5 4	武道センター 運動公園
3	スポーツ協会総会	24	船橋市役所

報告（２）令和５年度 生涯スポーツ課関連事業について

月	行 事 名	期 間	場 所
4	令和４・５年度船橋市スポーツ推進委員委嘱状交付式 スポーツ推進委員協議会総会（書面） スポーツ協会総会（書面） 春季・夏季市民体育大会 学校ナイター開始	9 18 28 3～9月まで 10月まで	船橋市役所 — — 運動公園 ほか 市内中学校 10校
5	スポーツ推進委員全体研修会	20	青少年会館
6	関東スポーツ推進委員研究大会 ホテル観賞会	9～10 1～5	群馬県前橋市 運動公園ホテルの里
7	千葉県スポーツ推進委員初任者研修会 学校プール開放	1 中止	県スポーツセンター 市内各小学校等
8	学校プール開放 第73回県民体育大会夏季大会	中止 8～9月	市内各小学校等 県国際総合水泳場 ほか
9	第73回県民体育大会結団式並びに 第78回国民体育大会激励会 ポッチャ交流大会 秋季市民体育大会	15 25 9～3月まで	船橋市役所 船橋市役所 運動公園 ほか
10	第73回県民体育大会秋季大会 船橋市スポーツ健康都市宣言40周年記念 スポーツフェスタ ・ポッチャ交流大会中央大会 ・2023 スポーツの祭典 ジョイ&スポーツ	10～11月 9 9 9 未定	県スポーツセンター ほか 運動公園 運動公園 運動公園 本町・宮本通り歩行者天国会場
11	2023市民マラソン大会 全国スポーツ推進委員研究協議会	12 16～17	運動公園 青森県青森市
12	スポーツ推進委員実技研修会	3	青少年会館
1	第68回成人の日記念市民駅伝競走大会 千葉県スポーツ推進委員研究大会 学びと集い2023 第74回県民体育大会冬季大会 令和6年度行事調整会議（野球場・庭球場） 令和6年度行事調整会議（その他） 令和6年度行事調整会議（体育館）	14 21 27 1～3月 未定 未定 未定	運動公園～船橋アリーナ 八千代市 県スポーツセンター アクアリンクちば ほか 運動公園管理事務所 運動公園管理事務所 船橋アリーナ
2	第42回小学生・女子駅伝競走大会 令和6年度行事調整会議（武道センター）	3 未定	運動公園 武道センター
3	スポーツ協会総会	21	船橋市役所

別冊 1

令和5年度

第1回 船橋市スポーツ推進審議会

各補助金申請書

船橋市教育委員会 生涯学習部

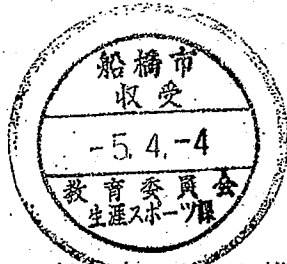
生涯スポーツ課

令和5年度 第1回 船橋市スポーツ推進審議会

【別冊1】各補助金申請書

目次

1	船橋市スポーツ推進委員協議会	
	(1) スポーツ推進委員協議会補助金	・・・ 1
	(2) 地区スポーツ振興補助金	・・・ 7
2	船橋市スポーツ協会	
	(1) スポーツ協会事業費補助金・スポーツ協会事業	・・・ 27
	(2) スポーツ振興補助金・県民体育大会派遣事業	・・・ 37
	(3) スポーツ振興補助金・県民体育大会強化練習事業	・・・ 45
3	葉円台地区自治会連合会	
	地域スポーツ推進事業補助金・地域スポーツ奨励事業	・・・ 53
4	二和地区自治会連合会	
	地域スポーツ推進事業補助金・地域スポーツ奨励事業	・・・ 57



第1号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付申請書

令和5年4月4日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市湊町2丁目10番25号
 団体名 船橋市スポーツ推進委員協議会
 代表者氏名 会長 野口 俊光

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和5年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業	名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業	
	目的・内容	市民スポーツの推進	
	効果	同上	
経費所要総額			1,888,008円
交付申請額			1,118,000円
着手及び完了予定年月日	着手	予定	令和5年4月1日
	完了	予定	令和6年3月31日
添付書類	<input type="checkbox"/> 1. 事業計画書 <input type="checkbox"/> 2. 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 前年度決算書 <input type="checkbox"/> 4. その他 (会計監査報告書)		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他 ()

令和5年度船橋市スポーツ推進委員協議会事業計画書（案）

月・日・曜日			行事名及び内容	会場
4	14	金	令和5年度総会(書面)	
4	25	火	船橋市スポーツ推進委員協議会会計説明会	市役所
5	20	土	船橋市スポーツ推進委員全体研修会	青少年会館
6	9	金	令和5年度関東スポーツ推進委員研究大会	群馬県前橋市
6	10	土	令和5年度関東スポーツ推進委員研究大会	
6	24	土	船橋市スポーツ推進委員レクリエーション	市内会場
7	1	土	千葉県スポーツ推進委員初任者研修会	県スポーツセンター
10	9	月	(仮称) スポーツ健康都市宣言40周年記念スポーツフェスタ	船橋市運動公園
			第8回元気ふなばし健康ウォーキング	船橋市内一円
11	2	木	船橋市スポーツ推進委員リーダー研修会	市役所
11	5	日	第17回ふなばし健康まつり	未定
11	12	日	2023 船橋市民マラソン大会	船橋市運動公園
11	16	木	第64回全国スポーツ推進委員研究協議会(全体会)	青森県青森市
11	17	金	第64回全国スポーツ推進委員研究協議会(分科会)	
12	3	日	船橋市スポーツ推進委員実技研修会	青少年会館
12	14	木	船橋市スポーツ推進委員協議会望年会・表彰受賞者お祝いの会	市内会場
1	14	日	第67回成人の日記念船橋市民駅伝競走大会	船橋市内一円
1	21	日	第39回千葉県スポーツ推進委員研究大会	八千代市
1	27	土	学びと集い2023	県スポーツセンター
2	18	日	第12回スポーツフォーラム	きららホール
2	22	木	協議会会計確認	市役所
3	1	金	ブロック・地区会計事前確認	市役所
4	2	火	令和5年度協議会・ブロック・地区会計監査	市役所

*市民陸上(小学生の部) : 春季中止 : 秋季10/7(土)(予定)

■船橋市スポーツ推進委員協議会定例会議■ (会場 船橋市役所・市内公民館等)	
§スポーツ推進委員協議会執行部会	----- 適宜開催 (奇数月第2火曜日等)
§スポーツ推進委員協議会理事会	----- 年6回開催 (奇数月第4火曜日等)
§スポーツ推進委員協議会合同会議	----- 年3回程度適宜開催 (第3火曜日等)
§スポーツ推進委員協議会事業委員会	----- 毎月第2木曜日
§スポーツ推進委員協議会研修委員会	----- 毎月第1木曜日
§スポーツ推進委員協議会広報委員会	----- 毎月第3木曜日

令和5年度船橋市スポーツ推進委員協議会収支予算書(案)

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金(補助対象経費)

収入の部

単位：円

科目	R5年度予算額	R4年度予算額	比較	説明
会費	500,000	300,000	200,000	会費(年額1,500円)、R6関東大会県協力金(1,000円)×会員200名
市補助金	1,118,000	1,118,000	0	船橋市からの補助金
雑収入	10	10	0	銀行利息
前年度繰越金	269,998	152,596	117,402	
合計	1,888,008	1,570,606	317,402	

支出の部

単位：円

科目	R5年度予算額	R4年度予算額	比較	説明
印刷製本費	458,008	840,606	▲ 382,598	総会資料1回分・黄封筒・NETWORK・感謝状・賞状 他
通信運搬費	30,000	40,000	▲ 10,000	発送料
備品購入費	40,000	40,000	0	研修会・講演会用具等(価格が30,000円以上の物)
消耗品費	150,000	150,000	0	文具・スポーツ用品・みんなのスポーツ 他
報償費	60,000	110,000	▲ 50,000	講師謝金(30,000円×2回)
使用料及び賃借料	40,000	40,000	0	講演会等会場使用料
負担金	535,000	335,000	200,000	全国スポーツ推進委員連合・千葉県スポーツ推進委員連合会
手数料	570,000	10,000	560,000	60周年スポーツ推だより作成発送手数料・振込手数料
保険料	5,000	5,000	0	イベント保険(一般市民参加の行事を開催する場合など)
合計	1,888,008	1,570,606	317,402	

船橋市地区スポーツ振興補助金(補助対象経費)

収入の部

単位：円

科目	R5年度予算額	R4年度予算額	比較	説明
市補助金	5,653,000	5,653,000	0	船橋市から補助金(ウォーキング補助金300,000円含む)
合計	5,653,000	5,653,000	0	

支出の部

単位：円

科目	R5年度予算額	R4年度予算額	比較	説明
行事開催費	5,653,000	5,653,000	0	行事開催費及び活動費(ウォーキング補助金を含む)
合計	5,653,000	5,653,000	0	

令和4年度船橋市スポーツ推進委員協議会収支決算書(案)

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金(補助対象経費)

収入の部

単位:円

科目	予算額	収入済額	比較	説明
会費	300,000	291,000	▲ 9,000	1,500円×194名分
市補助金	1,118,000	1,118,000	0	船橋市からの補助金
雑収入	10	18	8	銀行利息
前年度繰越金	152,596	152,596	0	
合計	1,570,606	1,561,614	▲ 8,992	

支出の部

単位:円

科目	予算額	流用及び充当	予算現額	支出済額	比較増減額	説明
印刷製本費	840,606	▲ 118,643	721,963	430,385	291,578	スポ推だより・総会資料・黄封筒・NETWORK 他
通信運搬費	40,000		67,547	67,547	0	メール便 他
備品購入費	40,000		40,000	0	40,000	
消耗品費	150,000		150,000	149,558	442	文具・みんなのスポーツ 他
報償費	110,000		110,000	50,000	60,000	講師料
使用料及び賃借料	40,000		40,000	0	40,000	
負担金	335,000		335,000	309,450	25,550	全国スポーツ推進委員連合・千葉県スポーツ推進委員連合会
手数料	10,000	91,096	101,096	101,096	0	スポ推だより発送手数料・振込手数料
保険料	5,000		5,000	0	5,000	
合計	1,570,606	0	1,570,606	1,108,036	462,570	

差引残高 1,561,614 (収入済額) 1,108,036 (支出済額) = 453,578 (残高)

◇次年度繰越金 453,578 (残高) 231,600 (出済会補助金市戻入額) + 48,020 (地区スポーツ振興補助金市戻入後の残高) = 269,998 (次年度繰越金)

船橋市地区スポーツ振興補助金(補助対象経費)

収入の部

単位:円

科目	予算額	収入済額	比較	説明
市補助金	5,653,000	5,653,000	0	船橋市から補助金(ウオーキング補助金300,000円含む)
合計	5,653,000	5,653,000	0	

支出の部

単位:円

科目	予算額	流用及び充当	予算現額	支出済額	不用額	説明
行事開催費	5,653,000	0	5,653,000	3,659,100	1,993,900	行事開催費及び活動費
合計	5,653,000	0	5,653,000	3,659,100	1,993,900	

◇次年度繰越金 1,993,900 (残高) 1,993,900 (市戻入額) = 0 (次年度繰越金)

令和5年4月3日

船橋市スポーツ推進委員協議会
会長 野口 俊光

船橋市スポーツ推進委員協議会

監事 山崎 丈夫

監事 大塚 富雄

会計監査報告書

令和4年度船橋市スポーツ推進委員協議会補助金並びに、船橋市地区スポーツ振興補助金の監査を、船橋市スポーツ推進委員協議会会則第7条第1項第8号の規定により、令和5年4月3日に実施いたしましたので、その結果を下記のとおり報告します。

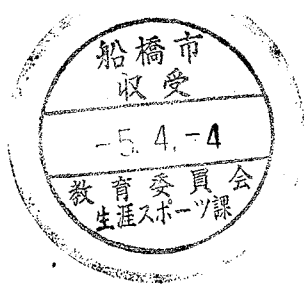
記

1 監査書類

- (1) 金銭出納帳
- (2) 科目別執行簿
- (3) 預金通帳
- (4) 証書綴

2 監査結果

- (1) 記帳、計算とも正確であり誤りのないことを認める。
- (2) 諸帳簿並びに証書類の整理状況は良好である。
- (3) 全般に会計の処理は適正であることを認める。



第1号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金交付申請書

令和5年4月4日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市湊町2丁目10番25号
 団体名 船橋市スポーツ推進委員協議会
 代表者氏名 会長 野口 俊光

補助金の交付を受けたいので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金等の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業等	名称	船橋市地区スポーツ振興事業	
	目的及び内容	地区スポーツの推進	
	効果	同上	
経費所要総額		7,067,900円	
交付申請額		5,653,000円	
着手及び完了予定年月日		着手 予定 令和5年4月 1日 完了 予定 令和6年3月31日	
添付書類		<input checked="" type="checkbox"/> 1. 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 前年度決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 4. その他 (会計監査報告書)	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他 ()

令和5年度地区スポーツ振興事業計画書(案)

注:「区分」欄の「主」は主催事業、「共」は共催事業、「協」は協力事業である。
「網掛」部分の参加人数は空欄。

南部ブロック

区分 No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	春季地域交流グラウンドゴルフ大会	6/11	湊町小学校 校庭	30	110	0	15	95
主 2	スポーツ体験(種目:ボッチャ・他)	7/16	本町地区 小学校	25	60	50	10	0
主 3	ママさんバレーボール大会	8/13	船橋市運動公園 体育館	30	160	0	140	20
主 4	ボッチャ 南部ブロック大会	8/27	浜町公民館 体レク室	25	70	30	20	20
主 5	秋季地域交流グラウンドゴルフ大会	11/26	湊町小学校 校庭	30	120	0	10	110
主 6	南部ブロック研修会	2/11	本町地区 未定	30	0	0	0	0
	合 計			170	520	80	195	245

宮本地区

区分 No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	宮本地区春季グラウンドゴルフ大会	5/14	峰台小学校	10	70	0	0	70
主 2	宮本地区ハッピーサタデー	6/18	宮本公民館	10	30	25	5	0
主 3	宮本地区春季元気あるこう	6/11	大神宮〜谷津	10	35	5	5	25
主 4	宮本地区秋季グラウンドゴルフ大会	9/17	宮本小学校	10	70	0	0	70
主 5	宮本地区ハッピーサタデー	10/15	武道センター	10	30	25	5	0
協 6	宮本公民館まつり	10/28,29	宮本公民館	10				
協 7	宮本地区社会福祉協議会クリスマス会	12/10	宮本公民館	10				
主 8	宮本地区ハッピーサタデー	1/21	宮本公民館	10	30	25	5	0
協 9	宮本こどもまつり	3/9	宮本公民館	10				
	合 計			90	265	80	20	165

湊町地区

区分 No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	春のふれあいウォーク	4/16	浜町公民館(海老川〜長津川親水公園)	8	50	5	10	35
主 2	地域交流グラウンドゴルフ大会	5/7	若松公園	8	60	5	5	50
協 3	第1回 軽スポーツにチャレンジ	5月	南老人福祉センター	8				
協 4	ボッチャ体験(ハッピーサタデー)	5/20	浜町公民館 講堂	8				
協 5	第2回 軽スポーツにチャレンジ	7月	南老人福祉センター	8				
共 6	ラジオ体操(第1回目)	8/5	浜町公民館 講堂	8	30	5	5	20
共 7	ラジオ体操(第2回目)	8/12	浜町公民館 講堂	8	30	5	5	20
共 8	ラジオ体操(第3回目)	8/19	浜町公民館 講堂	8	30	5	5	20
主 9	湊町地区ボッチャ大会(ブロック大会選考)	8月	浜町公民館	8	60	20	20	20
共 10	ラジオ体操(第4回目)	8/26	浜町公民館 講堂予定	8	30	5	5	20
協 11	第3回 軽スポーツにチャレンジ	9月	南老人福祉センター	8				
協 12	浜町公民館「かもめ祭」	10/7・8	浜町公民館&駐車場	8				
主 13	秋のふれあいウォーク	10/22	浜町公民館(谷津干潟・香澄公園)	8	45	5	10	30
主 14	軽スポーツ大会(ベタング・グラウンドゴルフ)	11/3	若松中学校 校庭	8	80	5	10	65
協 15	第4回 軽スポーツにチャレンジ	11月	南老人福祉センター	8				
協 16	第5回 軽スポーツにチャレンジ	2月	南老人福祉センター	8				
共 17	17回パクアエスタ」ダンボール迷路	2/24・25	浜町公民館 体育レク室	10	250	200	30	20
	合 計			138	665	260	105	300

令和5年度地区スポーツ振興事業計画書(案)

本町地区

区分 No.	行事名	期日	会場	スガ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	本町地区ペダリング大会	4/28(予備日4/30)	天沼弁天池公園	7	60	0	10	50
主 2	本町地区GG大会	5/7(予備日5/21)	天沼弁天池公園	7	60	0	10	50
共 3	本町地区運合町会GG大会	5/28(予備日6/4)	天沼弁天池公園	7	95	0	20	75
協 4	子どもまつり	6/17	中央公民館	7				
主 5	ウォーキング	未定	都内	7	50	0	10	40
主 6	本町地区GG大会	9/8(予備日9/10)	天沼弁天池公園	7	60	0	10	50
共 7	本町北口町会GG大会	10/1(予備日10/7)	天沼弁天池公園	7	90	15	15	60
協 8	本町地区運合町会スポーツ・福祉祭	11/3	船橋小学校	7				
主 9	ウォーキング	2/11	都内	7	50	0	10	40
協 10	本町ふれあい福祉まつり	2024/8未定	船橋小学校	7				
合 計				70	465	15	85	365

海神地区

区分 No.	行事名	期日	会場	スガ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	海神南小学校区グラウンドゴルフ大会	5/14	海神南小学校	10	32	10	10	12
主 2	海神小学校区グラウンドゴルフ大会	5/21	海神小学校	10	32	6	10	16
主 3	西海神小学校区グラウンドゴルフ大会	6/4	西海神小学校	10	32	6	10	16
協 4	海神中学校区ママさんバレーボール大会	9月中旬	海神中学校	10				
協 5	海神小学校区運動会	10月上旬	海神小学校	8				
主 6	西海神小学校区軽スポーツ大会	10/15	西海神小学校	10	32	6	10	16
主 7	海神小学校区軽スポーツ大会	10/22	海神小学校	10	32	6	10	16
協 8	南本町小学校区スポーツフェスティバル	11月中旬	南本町小学校	10				
主 9	海神南小学校区軽スポーツ大会	11/19	海神南小学校	10	32	10	10	12
主 10	南本町小学校区軽スポーツ大会	12/10	南本町小学校	10	32	2	20	10
協 11	海神公民館子どもまつり	2月中旬	海神公民館	8				
主 12	南本町小学校区軽スポーツ大会	2月下旬	南本町小学校	10	32	2	20	10
合 計				116	256	48	100	108

西部ブロック

区分 No.	行事名	期日	会場	スガ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	西部ブロックバレーボール大会	8/7	運動公園 体育館	12	120	0	120	0
主 2	西部ブロックソフトボール大会	9/25	法典公園	12	70	0	70	0
主 3	西部ブロックグラウンドゴルフ大会	10/30	法典公園	12	180	0	0	180
主 4	西部ブロックバレーボール大会	3/5	運動公園 体育館	5	120	0	120	0
主 5	ブロック研修	未定	未定	30	0	0	0	0
合 計				71	490	0	310	180

令和5年度地区スポーツ振興事業計画書(案)

西船地区

区分 No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	春季グラウンド・ゴルフ大会	5月上旬	J R A 中山競馬場	10	80	0	0	80
主 2	春季ウォーキング大会	5/21	都内(未定)	10	40	0	0	40
主 3	西船地区小学生ポッチャ交流大会	7/9	葛飾小学校	10	60	60	0	0
共 4	本中山・西船地区小学生ポッチャ交流大会	7/22(予備7/29)	葛飾小学校	10	90	0	20	70
主 5	夏期ラジオリオ体操会(前期)	7/23~7/29	葛飾小学校	40	1200	1,000	120	80
主 6	夏期ラジオリオ体操会(後期)	8/20~26	葛飾小学校	40	1200	1,000	120	80
主 7	西船地区パレール大会	9/4	葛飾小学校	10	80	0	80	0
協 8	葛飾地区福祉まつり	10月上旬	葛飾公民館	10				
主 9	秋季グラウンド・ゴルフ大会	11月上旬	J R A 中山競馬場	10	90	0	10	80
主 10	秋季ウォーキング大会	11/26	都内(未定)	10	40	0	0	40
主 11	西船地区ニュースポーツ大会	2/18	葛飾公民館	10	40	10	10	20
協 12	葛飾公民館子どもまつり	2月中旬	葛飾公民館	10				
	合 計			180	2,920	2,070	360	490

本中山地区

区分 No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	第61回グラウンドゴルフ大会	6/11	小栗原小学校	7	50	0	10	40
主 2	本中山地区親子交流ポッチャ大会	7月上旬	西部公民館	7	100	40	40	20
主 3	夏休みラジオリオ体操会(前期)	7/21~7/31	小栗原小学校	55	1,800	1,200	300	300
共 4	西船・本中山地区小学生ポッチャ交流大会	7/22(予備7/29)	葛飾中学校	17	90	0	20	70
主 5	夏休みラジオリオ体操会(後期)	8/20~8/31	小栗原小学校	60	1,800	1,200	300	300
主 6	第62回グラウンドゴルフ大会	9/10	小栗原小学校	7	50	0	10	40
共 7	第50回本中山地区健康フェスティバル	10/1	小栗原小学校	7	1,500	800	300	400
主 8	本中山地区掛け旗大会	11/23	未定	7	50	5	20	25
主 9	地区研修会(ニュースポーツ)	2月中旬	西部公民館	7	300	200	50	50
共 10	子供フェスティバル	3/2	西部公民館	7	300	200	50	50
	合 計			181	5,740	3,445	1,050	1,245

塚田地区

区分 No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	ポッチャ大会	4/3	塚田公民館	9	50	10	20	20
主 2	第2回 体力測定	5/13	塚田公民館	9	40	0	20	20
主 3	Fua(ふあ)ドッチボール(ハッピーサタデー)	6/3	塚田公民館	9	100	80	20	0
主 4	第56回塚田地区グラウンドゴルフ大会	6/11	行田中学校	9	120	0	20	100
主 5	ポッチャ大会	10/15	塚田公民館	9	50	40	10	0
主 6	ノルデックウォーク	10/21	県立行田公園	9	60	0	40	20
協 7	塚田まつり	未定	塚田公民館	4				
主 8	第57回塚田地区グラウンドゴルフ大会	9/10	行田中学校	9	120	0	20	100
主 9	第39回塚田地区パレール大会	11/19	行田中学校	9	100	10	90	0
共 10	塚田ふれあいウォーキング	12/10	近隣	9	110	10	20	80
	合 計			85	750	160	260	340

令和5年度地区スポーツ振興事業計画書(案)

法典地区

区分No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	第29回法典地区ウォーキング	4/24	地区内	10	60	10	10	40
協 2	第43回法典地区老人クラブ連絡協議会運動会	6/12	法田中学校	10				
主 3	第38回法典地区グラウンドゴルフ大会	6/26	法典公園	10	200	0	20	180
協 4	法典フェア	9/25	法典公民館	5				
主 5	第24回法典地域祭	11/13	法典公園	10	3,000	1,500	1,000	500
主 6	第57回法典地区パレール大会	11/27	旭中学校	5	80	0	80	0
主 7	第52回法典地区卓球大会	11/27	法典小学校	5	80	0	10	70
協 8	法典地区福祉祭り	12/4	法典公民館	5				
主 9	第58回法典地区耐寒マラソン大会	2/5	法典公園周辺道路	10	400	250	130	20
主 10	法典地区スポーツ推進委員会研修会	未定	未定	10	40	0	20	20
主 11	市・地区スポーツ推進委員理事會	毎月第3土曜日	法典公民館	10	40	0	20	20
協 12	法典・丸山公民館事業協力	—	—	—	—	—	—	—
協 13	自治会・町会行事主催及び協力	—	—	—	—	—	—	—
計	合 計			90	3,900	1,760	1,290	860

中部ブロック

区分No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	中部ブロック全体会	4月下旬	高根公民館	32	0	0	0	0
主 2	ふれあいウォーキング	6/4	未定	32	30	0	10	20
主 3	中部ブロックグラウンドゴルフ大会	12/10	高根東小学校(校庭)	32	60	0	20	40
主 4	ボッチャ交流大会	9/10	高根公民館(予定)	32	30	0	10	20
主 5	講演会・実技研修会	2/4	未定	32	30	0	10	20
計	合 計			160	160	0	50	100

夏見地区

区分No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	グラウンドゴルフ	6月	夏見台小学校	8	20	0	0	20
協 2	ミニデータービス(デイスコン)	6月	夏見公民館	未定				
協 3	七夕まつり	7月	夏見公民館	未定				
主 4	ボッチャ	7月	夏見公民館	8	30	30	0	0
協 5	ミニデータービス(デイスコン)	7月	夏見公民館	未定				
主 6	夏見地区ソフトボール大会	8月	夏見台小学校	8	未定	未定	未定	未定
共 7	軽スポーツ大会	8月	夏見台児童ホーム	8	40	40	0	0
共 8	コープ野村夏まつり	8月	コープ野村	8	150	100	50	0
主 9	グラウンドゴルフ	9月	夏見台小学校	8	20	0	0	20
共 10	軽スポーツ大会	1月	夏見台児童ホーム	8	40	40	0	0
共 11	子供まつり(輪投げ)	2月	夏見台児童ホーム	8	150	150	0	0
計	合 計			64	450	360	50	40

令和5年度地区スポーツ振興事業計画書(案)

高根台地区

区分	No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
協	1	桜まつり	4/2	高根台さくら公園	7				
主	2	グラウンドゴルフ大会	5/21	高根木戸3号公園	7	40	0	20	20
主	3	ボッチャ大会	6/11	高根台第三小学校	7	10	0	5	5
協	4	高根台夏まつり	7/15・16	高根木戸近隣公園	14				
協	5	高根台団地自治会敬老会	未定	高根台公民館	7				
共	6	高根台地区体動祭	未定	高根台第三小学校	7	450	250	100	100
主	7	グラウンドゴルフ大会	10/22	高根木戸3号公園	7	45	0	20	25
協	8	高根台地区福祉まつり	未定	高根台公民館	7				
主	9	ウォーキング	未定	検討中	7	30	10	10	10
主	10	グラウンドゴルフ大会	2/18	高根木戸3号公園	7	45	0	20	25
共	11	高根台地区子供まつり	3/2	高根台児童ホーム	7	300	200	80	20
主	12	ボッチャ大会	3/10	高根台第三小学校	7				
		合 計			91	920	460	255	205

高根・芝山地区

区分	No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
共	1	春うららご近所散歩	4/2	未定	9	30	0	0	30
主	2	グラウンドゴルフ大会	5/7	高根東小学校	9	80	0	10	70
主	3	高芝地区バレーボール大会	6/18	芝山中学校	9	120	0	120	0
共	4	ナイターグラウンドゴルフ大会	7/15	高根中学校	9	80	0	10	70
共	5	秋のハイキング	9/24	未定	9	30	0	10	20
協	6	新高根福祉まつり	10/1	新高根公民館	9				
協	7	高芝地区スポーツ大会	10/8	新高根公民館、高根東小学校	9				
共	8	ボッチャ大会	11/19	新高根公民館	9	30	0	30	0
主	9	新春さわやか散歩	1/28	未定	9	20	0	10	10
主	10	高芝地区バスハイク	未定	未定	9	40	0	10	30
協	11	新高根こどもまつり	未定	新高根公民館	9				
協	12	身近な公園で健康づくり	毎月第2・4土曜日	新高根5丁目公園	100				
		合 計			199	430	0	200	230

東部ブロック

区分	No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	ダレッチボール研修	奇数月1回	東部公民館他	100	0	0	0	0
主	2	ダレッチボールウォーキング	6/4	未定	20	30	0	5	25
主	3	東部ブロックソフトボール大会	8/20	飯山満中学校	18	100	0	90	10
主	4	ボッチャ大会東部ブロック予選会	8/27	東部公民館	16	60	5	40	15
主	5	東部ブロックグラウンドゴルフ大会	10/1	前原中学校	18	60	0	2	58
主	6	東部ブロック女子バレーボール大会	11/18	船橋アリーナ	13	140	0	135	5
主	7	東部ブロックスボ推研修	12/9	未定	40	0	0	0	0
主	8	ダレッチボール大会	1/21	栗円台小学校	20	40	10	10	20
主	9	ボッチャ大会	2/4	未定	25	60	5	40	15
		合 計			270	490	20	322	148

令和5年度地区スポーツ振興事業計画書(案)

前原地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
共	1	健康体操	月2回	東部公民館10月より前原小学校	110	840	0	0	840
主	2	さくらウォーク	4/2	未定	11	40	0	5	35
共	3	第19回前原自治連協GG大会	5/7	中野木小学校	11	65	0	0	65
主	4	前原ポッツ大会	5/20	東部公民館	11	60	10	0	50
協	5	福祉まつり	5/28	東部公民館	11				
主	6	婦人バレーボール大会	6/11	前原中学校	11	85	0	85	
共	7	軽スゴーツ大会(ハッピーサタデー)	6/17	東部公民館	11	100	100	0	0
主	8	ナイターグラウンドゴルフ大会	8/19	二宮中学校	11	66	0	0	66
協	9	東部公民館文化祭	9/3	東部公民館	11				
協	10	中野木小学校バザー	10月	中野木小学校	11				
主	11	秋季グラウンドゴルフ大会	10/15	中野木小学校	11	70	0	0	70
主	12	バスウォーク	12月	未定	11	35	0	3	32
主	13	七福神巡り	1/7	未定	11	35	0	5	30
主	14	新春グラウンドゴルフ大会	1/23	中野木小学校	11	65	0	0	65
協	15	子供まつり	3/2	前原児童ホーム	11				
		合 計			264	1,461	110	98	1,253

二宮・飯山満地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	春季グラウンドゴルフ大会	5/7	飯山満小学校	8	95	0	35	60
協	2	ハッピーサタデー	5月予定	飯山満公民館	8				
主	3	春季ソフトボール大会	5/21	二宮中学校	8	125	0	100	25
主	4	春季バレーボール大会	6/12	飯山満小学校	8	70	0	65	5
協	5	二宮・飯山満地区 2024スポーツ地域祭	10/15	飯山満中学校	8				
協	6	飯山満小PTAバザー	10月予定	飯山満小学校	8				
共	7	秋季親睦ソフトボール大会	11/5	飯山満中学校	8	125	0	100	25
主	8	秋季バレーボール大会	11/12	飯山満中学校	8	70	0	65	5
主	9	秋季グラウンドゴルフ大会	12/3	飯山満小学校	8	95	0	35	60
協	10	子供まつり	2/25	飯山満公民館	8				
		合 計			80	580	0	400	180

栗田台地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
共	1	軽スゴーツフェア	6/11	栗田台小学校	7	250	140	70	40
主	2	初夏ウォーク	6/25	未定	7	20	0	0	20
共	3	軽スゴーツ大会	7/8	栗田台児童ホーム	5	60	40	20	0
主	4	グラウンドゴルフ大会	7/23	栗田台小学校	7	64	0	0	64
協	5	郵便局長杯グラウンドゴルフ大会	9/3	栗田台小学校	15				
主	6	バレーボール大会	10月	栗田台小学校	7	60	0	60	0
主	7	グラウンドゴルフ大会	10/22	栗田台小学校	7	64	0	0	64
共	8	栗田台連合野会レク	11/3	栗田台小学校	2	0	0	0	0
共	9	軽スゴーツ祭	11/11	栗田台児童ホーム	5	60	40	20	0
協	10	栗田台地区福祉祭	11月	栗田台公民館	7				
協	11	なな小バザー2022	11月	七林小学校	7				
主	12	グラウンドゴルフ大会	12/10	栗田台小学校	7	64	0	0	64
共	13	軽スゴーツ祭	2/10	栗田台児童ホーム	5	60	40	20	0
		合 計			88	702	260	190	252

令和5年度地区スポーツ振興事業計画書(案)

三田習地区

区分 No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	バスウォーク	未定	未定	10	35	0	15	20
主 2	グラウンドゴルフ大会	5/14	三山中学校	10	120	0	40	80
協 3	三田ハッピーサタデー	6/17	三田公民館	10				
主 4	バレーボール大会	6/24	運動公園体育館	10	190	0	170	20
主 5	第49回三田習地区ソフトボール大会	7/23	三田中学校	10	100	0	80	20
主 6	グラウンドゴルフ東部ブロック予選会	8/20	三田中学校	10	120	0	40	80
協 7	二宮陸夏祭り	8月	三山北公園	10				
協 8	三田ハッピーサタデー	9/16	三田公民館	10				
協 9	三山ファースト祭り	未定	二宮神社境内	10				
主 10	バスウォーク	未定	未定	10	35	0	15	20
協 11	みたなら健康・福祉フェア2022	10/15	三山市民センター	10				
協 12	第22回三田習地区ソフトボール大会	11/12	三田中学校	10				
主 13	近隣9人制バレーボール大会	12/10	三山中学校	10	110	10	80	20
協 14	餅つき大会	12/17	三山北公園	10				
主 15	新春グラウンドゴルフお楽しみ会	2/11	三田中学校	10	110	0	10	100
	合 計			150	820	10	450	360

習志野台地区

区分 No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	習志野台地区ソフトボール大会	5/21	習志野台中学校	12	40	0	40	0
主 2	春のグラウンドゴルフ大会	6/4	習志野台第一小学校	12	80	0	0	80
主 3	お楽しみバレーボール大会①	6/10	船橋アリーナ	12	150	0	135	15
主 4	春のふれあいウォーク大会	6/17	未定	12	50	0	20	30
主 5	お楽しみバレーボール大会②	10/7	船橋アリーナ	12	150	0	135	15
主 6	秋のふれあいウォーク大会	11/11	未定	12	50	0	20	30
主 7	秋のグラウンドゴルフ大会	11/26	習志野台第二小学校	12	90	0	10	80
主 8	早春ふれあいウォーク大会	1/7	未定	12	50	0	20	30
主 9	お楽しみバレーボール大会③	2/17	船橋アリーナ	12	150	0	135	15
	合 計			108	810	0	515	295

北部ブロック

区分 No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	北部ブロック誰でもスポーツ	4月～3月	各地区会場	49	430	150	80	200
主 2	北部ブロックパークゴルフ大会	6/3	オスカークゴルフ場	49	180	0	80	100
主 3	北部ブロック誰でもスポーツ (ポッチャ大会)	9/3	船橋アリーナ	49	40	0	20	20
主 4	北部ブロック誰でもスポーツ (リフトゴルフ大会)	9/23	各地区会場	49	320	0	80	240
主 5	北部ブロック研修会 (紙サッカー)	11/18	坪井小学校体育館	49	0	0	0	0
主 6	北部ブロックバレーボール大会	1/28	船橋アリーナ	49	300	0	200	100
主 7	北部ブロック研修会・新年会	2/4	二和公民館	49	0	0	0	0
	合 計			343	1,270	150	460	660

令和5年度地区スポーツ振興事業計画書(案)

二和地区

区分No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	健康スポーツ吹矢	4月~3月19日開催	二和公民館	5	230	0	0	230
主 2	誰でもスポーツ(ボッチャ)	5/6	二和公民館	6	15	0	0	15
主 3	ウォーキングand野球場	5-6月	鎌ヶ谷駅→鎌ヶ谷球場	6	25	10	10	5
主 4	誰でもスポーツ(ボッチャ)	6/17	二和公民館	6	15	0	0	15
主 5	夏季グラウンドゴルフ大会	6月	三和小学校	6	50	0	0	50
主 6	夏季パークゴルフ大会	7/15	オスカ一船橋コース	6	20	0	0	20
協 7	カレー祭り	8月	三和小学校	6				
主 8	誰でもスポーツ(ボッチャ)	9/9	二和公民館	6	15	0	0	15
主 9	秋季グラウンドゴルフ大会	10月	三和小学校	6	50	0	0	50
協 10	ハッピーサタデー	10/21	三和小学校	6				
主 11	誰でもスポーツ(ボッチャ)	11/18	二和公民館	6	15	0	0	15
主 12	秋季パークゴルフ大会	11/25	オスカ一船橋コース	6	20	0	0	20
主 13	誰でもスポーツ(ボッチャ)	1/27	二和公民館	6	15	0	0	15
	合 計			77	470	10	10	450

三咲地区

区分No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	春季みんなで歩こう会	4/9	未定	5	28	0	0	28
主 2	ボッチャを楽しむ会	4/23	三和公民館内児童ホーム	5	10	10	0	0
主 3	春季グラウンドゴルフ大会	5/14	二和小学校グラウンド	5	39	0	0	39
主 4	ファミリースポーツ大会	6/11	二和小学校体育館	5	15	11	4	0
主 5	軽スポーツ大会	7/2	二和小学校体育館	5	20	13	7	0
主 6	三咲地区連敬老会	未定	三和公民館	5	未定	未定	未定	未定
主 7	だれでもスポーツ(ボッチャ)	9/17	未定	5	15	10	5	0
主 8	秋季みんなで歩こう会	10/1	未定	5	25	0	0	25
主 9	三和公民館文化祭	未定	三和公民館	5	未定	未定	未定	未定
主 10	秋季グラウンドゴルフ大会	11/5	二和小学校グラウンド	5	36	0	0	36
主 11	ピンポンを楽しむ会	11/18	三和公民館 講堂	5	18	0	0	18
主 12	軽スポーツ大会	2/18	二和小学校体育館	5	15	10	5	0
	合 計			60	221	54	21	146

八木が谷地区

区分No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主 1	春季ペタング大会	5/7	八木が谷小学校 校庭	8	70	0	70	0
主 2	春季パークゴルフ大会	6/4	オスカ一船橋コース	8	120	0	0	120
協 3	ハッピーサタデー	6/10	八木が谷公民館 講堂	8				
主 4	春季グラウンドゴルフ大会	6/11	八木が谷小学校 校庭	8	200	0	0	200
主 5	春季ダーツ大会	7/1	八木が谷公民館 講堂	8	70	0	10	60
主 7	高齢者グラウンドゴルフ大会	9/10	八木が谷小学校 校庭	8	210	0	0	210
主 8	誰でもスポーツ	9/23	八木が谷小学校 校庭	8	60	20	0	30
主 9	秋季ドッチボール大会	10/15	八木が谷小学校 体育館	8	50	50	0	0
主 10	秋季ペタング大会	10/29	八木が谷小学校 校庭	8	70	0	0	70
主 11	秋季パークゴルフ大会	11/4	オスカ一船橋コース	8	120	0	0	120
主 12	秋季グラウンドゴルフ大会	11/12	八木が谷中学校 校庭	8	210	0	0	210
主 13	秋季ダーツ大会	12/2	八木が谷公民館 講堂	8	70	0	10	60
	合 計			96	1,240	70	90	1,080

令和5年度地区スポーツ振興事業計画書(案)

松が丘地区

区分	No.	行事名	期日	会場	スグ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	若さをたもつ体操	4/19	松が丘公民館	4	30	0	0	30
主	2	第1回地区研修会(スグ推のみ)	5/13	松が丘公民館	7	0	0	0	0
主	3	三山祭り健康ウォーク	5/21	市内・近隣市	7	20	0	0	20
主	4	第2回松が丘地区ボクキ大会	5/27	松が丘公民館	7	60	5	15	40
主	5	第2回地区研修会(スグ推のみ)	6/4	松が丘公民館	7	0	0	0	0
主	6	若さをたもつ体操	6/14	松が丘公民館	4	30	0	0	30
主	7	第69回クラウンゴルフ大会	6/17	古和釜小学校	7	150	0	0	150
共	8	クラブ活動支援(ニューズポーツ)	6/21	古和釜小学校	4	20	20	0	0
共	9	クラブ活動支援(ニューズポーツ)	7/19	古和釜小学校	3	20	20	0	0
主	10	古和釜運動広場整備・利用者調整会議	7/23	古和釜運動広場	7	90	0	40	50
協	11	連合町会 夏祭り	8/19・20	古和釜小学校	7				
主	12	若さをたもつ体操	9/13	松が丘公民館	3	30	0	0	30
共	13	クラブ活動支援(ニューズポーツ)	9/13	古和釜小学校	3	20	20	0	0
主	14	第3回地区研修会(スグ推のみ)	9/23	松が丘公民館	7	0	0	0	0
主	15	第70回クラウンゴルフ大会	10/7	古和釜小学校	7	150	0	0	150
主	16	ハッピーサタデー	10/21	松が丘公民館	6	26	20	6	0
共	17	秋季バスウォーク	10/22	未定	7	40	0	10	30
協	18	連合町会 運動会	11/5	古和釜小学校	7				
共	19	クラブ活動支援(ニューズポーツ)	11/15	古和釜小学校	3	20	20	0	0
共	20	社会福祉協議会 福祉祭り	11月	松が丘公民館	6	590	220	180	190
共	21	クラブ活動支援(ニューズポーツ)	12/20	古和釜小学校	5	20	20	0	0
主	22	若さをたもつ体操(体力測定)	12/20	松が丘公民館	5	50	0	0	50
主	23	第4回地区研修会(スグ推のみ)	1/13	松が丘公民館	7	0	0	0	0
主	24	クラブ活動支援(ニューズポーツ)	1/24	古和釜小学校	3	20	20	0	0
主	25	第3回松が丘地区ボクキ大会	1/27	松が丘公民館	7	60	5	15	40
主	26	古和釜運動広場利用者調整会議	2/8	松が丘公民館	7	25	0	5	20
共	27	フェスタ in 松が丘 子供祭り	2/17	松が丘公民館	7	200	130	30	40
主	28	桜見学健康ウォーク	3/27	木戸川さくら公園	7	45	0	5	40
		合 計			161	1,716	500	306	910

令和5年度地区スポーツ振興事業計画書(案)

大穴地区

区分No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
共 1	パークゴルフ大会	4/30	遊楽パークゴルフ場	7	70	0	10	60
主 2	ミニハイク	5/27	水元公園～柴又帝釈天	7	36	0	6	30
主 3	誰でもスポーツ軽スポーツ体験	6/17	海老が作公民館	7	40	0	10	30
共 4	子どもフェスティバル	7/8	大穴北小学校 校庭	7	170	125	30	15
共 5	ハッピーサタデー	7/15	海老が作公民館	7				
主 6	誰でもスポーツ軽スポーツ体験	9/2	海老が作公民館	7	40	0	5	35
共 7	グランドゴルフ大会	9/9	大穴近隣公園	7	200	0	20	180
共 8	大運動会	10/29	大穴小学校 校庭	7	1,200	200	400	600
共 9	バレーボール大会	11/19	大穴中学校 体育館	7	100	0	90	10
共 10	卓球・ピンポン大会	12/7	海老が作公民館	7	70	0	10	60
共 11	スポーツ講習会	2/4	海老が作公民館	7	80	0	10	50
協 12	子どもまつり	2/25	海老が作公民館	7				
共 13	軽スポーツ体験	3/3	海老が作公民館	7	120	0	30	90
主 14	グランドゴルフ大会	3/5	大穴近隣公園	7	200	0	20	180
共 15	子どもフェスティバル	3/10	大穴小学校 校庭	7	170	125	35	10
共 16	健康教室(20回)	通年	北部保健センター、海老が作公民館	20	600	0	0	600
主 17	軽スポーツ・モルツク体験	6～7月 10回	大穴近隣公園	30	170	0	20	150
	合 計			155	3,246	450	696	2,100

豊富地区

区分No.	行事名	期日	会場	スポーツ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
共 1	親子ハッピーウォーキング	5/13	小室～メグスバスパーア～ア～ンデルセン	6	40	25	15	0
主 2	ぼっちゃや体験	5/20	北部公民館	5	24	10	12	2
共 3	豊富連合グラウンドゴルフ大会		豊富小学校	4	0	0	0	0
共 4	ぼっちゃや体験	6/10	小室児童ホーム	5	24	24	0	0
主 5	ぼっちゃや体験及び大会	7/8	福寿荘	6	24	24	0	0
主 6	スポーツ雪合戦	7/15	北部公民館	5	0	0	0	0
共 7	夏休みみんなのラジオ体操	7/21～8/31	小室公園	3	0	0	0	0
主 8	ぼっちゃや体験	8/5	北部公民館	5	52	11	25	16
主 9	豊富地区パークゴルフ大会	9/2	オスカ一船橋	5	0	0	0	0
共 10	スポーツでゲーム	12/9	北部公民館	6	20	20	0	0
主 11	小室町グラウンドゴルフ大会		小室小学校	4	60	0	10	50
共 12	豊富連合スボレク大会		豊富小学校	7	0	0	0	0
主 13	ぼっちゃや体験	10/21	北部公民館	4	24	5	2	17
協 14	豊富福祉祭り	11/12	豊富小学校	5				
主 15	ぼっちゃや体験	1/27	北部公民館	4	24	24	0	0
主 16	スポーツでゲーム	1/20	小室公民館(児童ホーム)	5	20	20	0	0
共 17	小室子ども祭り	8/26	小室公民館	3	0	0	0	0
	合 計			82	812	163	64	85

令和5年度地区スポーツ振興事業計画書(案)

坪井地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
主	1	春の軽スポーツ大会	4/16	坪井近隣公園	6	150	100	25	25
主	2	春のウォーキング	5/14	鎌倉方面	6	40	5	20	15
協	3	坪井児童ホーム(軽スポーツ大会)(紙サッカー)	6/10	坪井児童ホーム内	6				
協	4	東松ヶ丘町会軽スポーツ大会	6/18	坪井小学校	6				
主	5	坪井地区ナイターグラウンドゴルフ大会	7/16	坪井中学校	6	70	10	30	30
主	6	坪井児童ホーム(軽スポーツ大会)(ポッチャ)	9/9	坪井児童ホーム内	6				
主	7	秋の軽スポーツ大会	10/15	坪井近隣公園	6	200	150	25	25
協	8	坪井地区自治連合グラウンドゴルフ大会	10/23	坪井小学校	6				
主	9	秋のウォーキング	11/23	箱根方面	6	30	5	25	0
主	10	新春ウォーキング	1/7	明治神宮～皇居周辺	6	35	0	30	5
協	11	坪井児童ホーム軽スポーツ大会(暫合戦)	1/20	坪井児童ホーム内	6				
協	12	坪井公民館 子供祭り	3/9	坪井公民館	6				
主	13	早春グラウンドゴルフ大会	3/17	坪井小学校	6	65	5	30	30
		合 計			78	590	275	185	130

協議会全体

主	1	第8回元気ふなばし健康ウォーキング	10/9	運動公園周辺	150	300	20	50	230
総合計			336		3,867	32,149	10,820	8,187	13,142

令和5年度船橋市スポーツ推進委員協議会収支予算書(案)

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金 (補助対象経費)

単位：円

収入の部				
科目	R5年度予算額	R4年度予算額	比較	説明
会費	500,000	300,000	200,000	会費(年額1,500円)、R6関東大会県協力金(1,000円)×会員200名
市補助金	1,118,000	1,118,000	0	船橋市からの補助金
雑収入	10	10	0	銀行利息
前年度繰越金	269,998	152,596	117,402	
合計	1,888,008	1,570,606	317,402	

単位：円

支出の部				
科目	R5年度予算額	R4年度予算額	比較	説明
印刷製本費	458,008	840,606	▲ 382,598	総会資料1回分・黄封筒・NETWORK・感謝状・賞状 他
通信運搬費	30,000	40,000	▲ 10,000	発送料
備品購入費	40,000	40,000	0	研修会・講演会用具等(価格が30,000円以上の物)
消耗品費	150,000	150,000	0	文具・スポーツ用品・みんなのスポーツ 他
報償費	60,000	110,000	▲ 50,000	講師謝金(30,000円×2回)
使用料及び賃借料	40,000	40,000	0	講演会等会場使用料
負担金	535,000	335,000	200,000	全国スポーツ推進委員連合・千葉県スポーツ推進委員連合会
手数料	570,000	10,000	560,000	60周年スポーツ推だより作成発送手数料・振込手数料
保険料	5,000	5,000	0	イベント保険(一般市民参加の行事を開催する場合など)
合計	1,888,008	1,570,606	317,402	

船橋市地区スポーツ振興補助金 (補助対象経費)

単位：円

収入の部				
科目	R5年度予算額	R4年度予算額	比較	説明
市補助金	5,653,000	5,653,000	0	船橋市から補助金(ウォーキング補助金300,000円含む)
合計	5,653,000	5,653,000	0	

単位：円

支出の部				
科目	R5年度予算額	R4年度予算額	比較	説明
行事開催費	5,653,000	5,653,000	0	行事開催費及び活動費(ウォーキング補助金を含む)
合計	5,653,000	5,653,000	0	

**令和5年度船橋市スポーツ推進委員協議会
船橋市地区スポーツ振興補助金 予算(補助対象経費)(案)**

1 5ブロック

番号	ブロック名	行事開催費	対象経費支出
1	南部ブロック	281,700	352,200
2	西部ブロック	281,700	352,200
3	中部ブロック	281,700	352,200
4	東部ブロック	345,525	432,000
5	北部ブロック	473,175	591,500
6	地域ウォーキング大会	300,000	375,000
	小計	1,963,800	2,455,100

2 24地区

番号	地区名	行事開催費	対象経費支出
1	宮本地区	158,930	198,700
2	湊町地区	152,674	190,900
3	本町地区	149,546	187,000
4	海神地区	158,930	198,700
5	西船地区	158,930	198,700
6	本中山地区	149,546	187,000
7	塚田地区	155,802	194,800
8	法典地区	158,930	198,700
9	夏見地区	152,674	190,900
10	高根・金杉地区	152,674	190,900
11	高根台地区	149,546	187,000
12	高根・芝山地区	155,802	194,800
13	前原地区	162,058	202,600
14	二宮・飯山満地区	152,674	190,900
15	薬円台地区	149,546	187,000
16	三田習地区	158,930	198,700
17	習志野台地区	165,186	206,500
18	二和地区	149,546	187,000
19	三咲地区	149,546	187,000
20	八木が谷地区	152,674	190,900
21	松が丘地区	149,546	187,000
22	大穴地区	149,546	187,000
23	豊富地区	149,546	187,000
24	坪井地区	146,418	183,100
	小計	3,689,200	4,612,800

3 5ブロック・24地区+ウォーキング大会の合計

番号	補助金	対象経費支出
	協議会全体	7,067,900

<補助率算出>

$$\frac{5,653,000}{7,067,900} = 79.98\%$$

(補助金) (対象経費支出) (補助率)

令和4年度船橋市スポーツ推進委員協議会収支決算書(案)

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金(補助対象経費)

収入の部

単位：円

科目	予算額	収入済額	比較	説明
会費	300,000	291,000	▲ 9,000	1,500円×194名分
市補助金	1,118,000	1,118,000	0	船橋市からの補助金
雑収入	10	18	8	銀行利息
前年度繰越金	152,596	152,596	0	
合計	1,570,606	1,561,614	▲ 8,992	

支出の部

単位：円

科目	予算額	流用及び充当	予算現額	支出済額	比較増減額	説明
印刷製本費	840,606	▲ 118,643	721,963	430,385	291,578	スポ推だより・総会資料・黄封筒・NETWORK 他
通信運搬費	40,000	27,547	67,547	67,547	0	メール便 他
備品購入費	40,000		40,000	0	40,000	
消耗品費	150,000		150,000	149,558	442	文具・みんなのスポーツ 他
報償費	110,000		110,000	50,000	60,000	講師料
使用料及び賃借料	40,000		40,000	0	40,000	
負担金	335,000		335,000	309,450	25,550	全国研 ¹ 推進委員連合・千葉県研 ¹ 推進委員連合会
手数料	10,000	91,096	101,096	101,096	0	スポ推だより発送手数料・振込手数料
保険料	5,000		5,000	0	5,000	
合計	1,570,606	0	1,570,606	1,108,036	462,570	

差引残高	1,561,614	—	1,108,036	=	453,578	
	(収入済額)		(支出済額)		(残高)	
◇次年度繰越金	453,578	—	231,600	+	48,020	= 269,998
	(残高)		(協議会補助金市戻入額)		(地区スポーツ振興補助金市戻入後の残高)	(次年度繰越金)

船橋市地区スポーツ振興補助金(補助対象経費)

収入の部

単位：円

科目	予算額	収入済額	比較	説明
市補助金	5,653,000	5,653,000	0	船橋市から補助金(ウォーキング補助金300,000円含む)
合計	5,653,000	5,653,000	0	

支出の部

単位：円

科目	予算額	流用及び充当	予算現額	支出済額	不用額	説明
行事開催費	5,653,000	0	5,653,000	3,659,100	1,993,900	行事開催費及び活動費
合計	5,653,000	0	5,653,000	3,659,100	1,993,900	

◇次年度繰越金	1,993,900	—	1,993,900	=	0
	(残高)		(市戻入額)		(次年度繰越金)

令和4年度船橋市スポーツ推進委員協議会
船橋市地区スポーツ振興補助金 内訳報告(案)

1 5ブロック(健康ウォーキング含)

番号	ブロック名	行事開催費	補助対象経費
1	南部ブロック	281,700	241,281
2	西部ブロック	281,700	210,961
3	中部ブロック	281,700	79,108
4	東部ブロック	345,525	216,164
5	北部ブロック	473,175	310,308
6	健康ウォーキング	300,000	232,469
	小計	1,963,800	1,290,291

2 24地区

番号	地区名	行事開催費	補助対象経費
1	宮本地区	158,930	124,396
2	湊町地区	152,674	111,534
3	本町地区	149,546	186,933
4	海神地区	158,930	93,197
5	西船地区	158,930	151,292
6	本中山地区	149,546	147,395
7	塚田地区	155,802	80,430
8	法典地区	158,930	198,663
9	夏見地区	152,674	0
10	高根・金杉地区	152,674	66,117
11	高根台地区	149,546	94,017
12	高根・芝山地区	155,802	47,406
13	前原地区	162,058	124,294
14	二宮・飯山満地区	152,674	190,843
15	薬円台地区	149,546	59,388
16	三田習地区	158,930	198,663
17	習志野台地区	165,186	206,483
18	二和地区	149,546	186,933
19	三咲地区	149,546	144,772
20	八木が谷地区	152,674	190,843
21	松が丘地区	149,546	186,933
22	大穴地区	149,546	186,933
23	豊富地区	149,546	123,219
24	坪井地区	146,418	183,023
	小計	3,689,200	3,283,707

3 5ブロック・24地区+健康ウォーキングの合計

番号		当初補助金額	補助対象経費
	協議会全体	5,653,000	4,573,998

4 補助金額(補助対象経費の80%以内) 100円未満の端数は切り捨て

番号		補助対象経費	補助金額
	協議会全体	4,573,998	3,659,100

令和5年4月3日

船橋市スポーツ推進委員協議会
会長 野口 俊光

船橋市スポーツ推進委員協議会

監事

山崎 丈夫

監事

大塚 富雄

会 計 監 査 報 告 書

令和4年度船橋市スポーツ推進委員協議会補助金並びに、船橋市地区スポーツ振興補助金の監査を、船橋市スポーツ推進委員協議会会則第7条第1項第8号の規定により、令和5年4月3日に実施いたしましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査書類

- (1) 金 銭 出 納 帳
- (2) 科 目 別 執 行 簿
- (3) 預 金 通 帳
- (4) 証 書 綴

2 監査結果

- (1) 記帳、計算とも正確であり誤りのないことを認める。
- (2) 諸帳簿並びに証書類の整理状況は良好である。
- (3) 全般に会計の処理は適正であることを認める。



第1号様式

補助金交付申請書

令和5年4月18日

船橋市長 様

申請者 所在地 船橋市湊町2-10-25

団体名 船橋市スポーツ協会

代表者氏名 会長 山崎 幸男

補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和5年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金
補助事業	名 称	1-ア) スポーツ協会事業	
	目的・内容	市民競技の普及、スポーツの振興を図る	
	効 果	同上	
経費所要総額	33,575,575 円		
交付申請額	10,000,000 円		
着手及び完了予定年月日	着手 予定	令和5年4月1日	
	完了 予定	令和6年3月31日	
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 前年度決算書 4. その他 ()		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他 ()

令和5年度 事業計画書

No.	事業名	期 日	会 場	内 容	参加予定
1	春季市民体育大会	3月～9月	運動公園 船橋アリーナ 他		市民
2	スポーツ講習会	随 時	/		市民
3	第1回三役会	4月13日(木) 17:30～	市役所	・年間会議計画 ・令和5年度各表彰の推薦候補者の選出 ・理事会出発式の進行計画 ・互助会費	三役
4	第1回理事会	4月28日(金) 17:30～	外部会場		三役 理事 監事
5	理事会出発式(歓送迎会)	4月28日(金) 18:30～	外部会場		役員 前役員 来賓
6	スポーツ協会総会	4月下旬	書面開催		評議員 役員
7	第2回三役会	5月11日(木) 17:30～	市役所	・スポーツ講習会実施計画 ・視察研修 ・県民体育大会代表者会議 ・加盟団体会計監査の実施	三役
8	第2回理事会	5月18日(木) 18:00～	市役所		三役 理事 監事
9	令和4年度会計監査	5月18日(木) 18:30～	市役所	・加盟団体から提出された収支 決算書等の監査	三役 理事 監事
10	第3回三役会	6月8日(木) 17:30～	市役所	・県民体育大会代表者会議の進行計画 ・体育功労者表彰式並びに祝賀会	三役
11	第3回理事会	6月16日(金) 17:30～	市役所		三役 理事 監事
12	県民体育大会代表者会議	6月16日(金) 18:30～	市役所	・申込み方法 ・補助金の申請	関係者 役員
13	第4回三役会	7月13日(木) 17:30～	市役所	・スポーツ講習会の実施に関する審議 ・体育功労者表彰式並びに祝賀会の進行 計画 ・県民体育大会結団式	三役
14	第4回理事会	7月28日(金) 17:30～	外部会場		三役 理事 監事
15	船橋市スポーツ協会 体育功労者表彰式・祝賀会	7月28日(金) 18:30～	外部会場		受賞者 役員 来賓
16	夏季市民体育大会	8月初旬	運動公園	1競技(水泳)	市民
17	秋季市民体育大会	8月～2月	運動公園 船橋アリーナ 他		市民
18	第73回県民体育大会 夏季大会	8月～9月	千葉県 国際総合 水泳場他	夏季3競技 (水泳・セーリング・ボート)	代表選手
19	第5回三役会	9月7日(木) 17:30～	市役所	・県民体育大会結団式および国民 体育大会激励会の進行計画	三役
20	第5回理事会	9月15日(金) 17:30～	市役所		三役 理事 監事

No.	事業名	期日	会場	内容	参加予定
21	県民体育大会結団式 並びに国民体育大会激励会	9月15日(金) 18:30~	市役所		監督 選手 役員
22	船橋市スポーツ健康都市 宣言40周年記念事業	10月9日(月祝)	運動公園		市民
23	第6回三役会	10月12日(木) 17:30~	市役所	県民体育大会報告会 視察研修計画	三役
24	第6回理事会	10月19日(木) 17:30~	市役所		三役 理事 監事
25	第73回県民体育大会 秋季大会	10月28日(土) 10月29日(日) (中心会期)	千葉県総合 スポーツ センター他	秋季93競技	市民
26	2023 船橋市民マラソン大会	11月12日(日)	運動公園		市民
27	第7回理事会	11月24日(金) 17:30~	市役所	県民体育大会報告会の進行計画	三役 理事 監事
28	第73回県民体育大会 報告会	11月24日(金) 18:30~	市役所		監督 選手 役員
29	視察研修	12月2日(土)	(未定)	スポーツ施設等の視察	協会員
30	第74回県民体育大会 冬季大会	1月~3月	アクアリンク ちば他	冬季3競技 (スキー・スケート・サッカー)	代表選手
31	第68回成人の日記念 船橋市民駅伝競走大会	1月14日(日)	運動公園 船橋アリーナ		市民
32	第8回理事会	1月25日(木) 17:30~	市役所	令和6年度年間会議計画 令和5年度成績優秀者に関する審議	三役 理事 監事
33	第42回船橋市 小学生・女子駅伝競走大会	2月3日(土)	運動公園		市民
34	第7回三役会	2月22日(木) 17:30~	市役所	総会について 令和5年度事業報告 令和6年度事業計画 令和5年度体育功労者に関する審議	三役
35	第9回理事会	2月29日(木) 17:30~	市役所		三役 理事 監事
36	第10回理事会	3月21日(木) 17:00~	市役所	総会の進行計画	三役 理事 監事
37	船橋市スポーツ協会総会 (評議員会)	3月21日(木) 18:00~	市役所		評議員 役員

令和5年度 収支予算書

1. 収入の部

単位(円)

科 目	5年度 予算額	4年度 当初予算額	4年度 実績	前年度予算 比較増減額	説 明
前年度繰越金	713,485	2,582,297	2,582,297	▲ 1,868,812	
船橋市交付金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
加盟団体負担金	1,122,300	1,122,300	1,122,300	0	50団体 (小中学校体育連盟、高等学校体育連盟を除く)
雑収入	40	40	51	0	銀行利息等
合 計	11,835,825	13,704,637	13,704,648	▲ 1,868,812	

2. 支出の部

単位(円)

科 目	5年度 予算額	4年度 当初予算額	4年度 実績	前年度予算 比較増減額	説 明
報償費	450,000	450,000	526,857	0	体育功労者表彰記念品、社途金 成績優秀者記念品、団体出場記念品等
旅 費	150,000	150,000	107,580	0	事業実施に伴う旅費
消耗品費	80,000	150,000	89,932	▲ 70,000	封筒、式典看板
備品購入費	50,000	50,000	0	0	事業実施に伴う備品購入費
通信運搬費	150,000	150,000	102,704	0	メール便、はがき・切手代等 ホームページ使用料等
印刷製本費	230,000	220,000	206,030	10,000	総会資料等
保険料	10,000	10,000	0	0	事業実施に伴う行事保険料
手数料	40,000	10,000	0	30,000	振込手数料等
使用料及び賃借料	70,000	40,000	0	30,000	理事会等に伴う会場使用料
交付金・負担金	9,633,000	9,633,000	9,633,000	0	加盟団体交付金、県ス協分担金
渉外費	120,000	150,000	30,000	▲ 30,000	県ス協・関係団体賛助金
事業費	750,000	2,560,000	2,210,000	▲ 1,810,000	スポーツ講習会事業交付金、視察研修 県民体育大会事務経費、 スポーツフェスティバル交付金
雑 費	102,825	131,637	100,450	▲ 28,812	県民体育大会視察役員用識別服等
合 計	11,835,825	13,704,637	13,006,553	▲ 1,868,812	

令和5年度予算 船橋市スポーツ協会(補助対象経費) ※令和3年度よりスポーツ協会分団金は補助対象外と見直しました。(単位:円)

団体名	交付金等	報償費	旅費	消耗品費	備品購入費	印刷製本費	手数料	通運運送費	保険料	使用料等	支出計[A]	交付予定額[B]	補助割合(B/A)
1 野球協会	0	0	0	250,000	0	0	10,000	115,000	40,000	70,000	485,000	275,000	56.7%
2 相撲連盟	5,000	25,000	10,000	210,000	0	5,000	1,000	5,000	40,000	6,000	307,000	173,000	56.4%
3 卓球協会	0	120,000	40,000	100,000	0	25,000	5,000	70,000	30,000	60,000	490,000	279,000	62.0%
4 柔道連盟	70,000	75,000	0	20,000	0	7,000	0	52,000	0	150,000	374,000	273,000	73.0%
5 ハンマーボール協会	0	372,500	127,500	288,494	0	51,460	0	72,860	89,400	488,710	1,490,924	300,000	20.1%
6 剣道連盟	0	500,000	50,000	500,000	0	260,000	0	200,000	0	850,000	2,360,000	300,000	12.7%
7 ソフトテニス協会	170,000	30,000	50,000	100,000	10,000	10,000	2,000	5,000	20,000	250,000	647,000	274,000	42.3%
8 陸上競技協会	0	100,000	400,000	300,000	300,000	300,000	10,000	80,000	150,000	100,000	1,740,000	300,000	17.2%
9 水泳協会	0	0	30,000	61,601	0	130,000	0	70,000	0	0	291,601	228,000	78.2%
10 山岳協会	0	10,000	20,000	10,000	0	45,000	5,000	10,000	10,000	20,000	130,000	100,000	76.9%
11 空手道連盟	150,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000	10,000	20,000	280,000	219,000	78.2%
12 ウェイトリフティング協会	0	0	100,000	20,000	0	0	0	10,000	0	35,000	165,000	93,000	56.4%
13 バスケネットボール協会	0	3,200,000	0	640,000	40,000	900,000	20,000	350,000	0	1,400,000	6,550,000	300,000	4.6%
14 馬術協会	0	0	20,000	40,000	30,000	5,000	0	20,000	0	50,000	165,000	131,000	79.4%
15 サッカー協会	305,000	0	100,000	5,000	0	25,000	7,000	11,000	0	356,000	809,000	300,000	37.1%
16 スキー協会	90,000	0	0	30,000	0	0	5,000	30,000	0	5,000	160,000	117,000	73.1%
17 体操協会	10,000	5,000	5,000	30,000	60,000	0	5,000	5,000	10,000	0	130,000	100,000	76.9%
18 テニス協会	20,000	600,000	0	390,000	0	0	1,000	10,000	30,000	40,000	1,091,000	300,000	27.5%
19 アマチュアボクシング協会	10,000	0	15,000	28,000	80,000	0	0	8,000	0	0	141,000	110,000	78.0%
20 ソフトボール協会	22,000	600,000	30,000	80,000	0	10,000	2,200	50,000	0	10,000	804,200	274,000	34.1%
21 アーチェリー協会	0	117,400	9,000	114,087	74,184	21,820	0	5,196	32,700	244,570	618,957	248,000	40.1%
22 銃剣道連盟	0	0	50,000	230,000	0	0	0	3,000	0	0	283,000	189,000	66.8%
23 クレー射撃協会	0	100,000	0	30,000	0	0	5,000	90,000	10,000	0	235,000	180,000	76.6%
24 ライフル射撃協会	170,000	0	0	30,000	0	1,000	500	15,000	0	70,000	286,500	176,000	61.4%
25 弓道協会	0	300,000	60,000	100,000	20,000	50,000	0	76,000	70,000	600,000	1,276,000	247,000	19.4%
26 ボウリング協会	0	0	0	80,000	0	2,000	0	278	0	600,000	682,278	215,000	31.5%
27 セーリング協会	0	30,000	0	20,000	30,000	5,000	3,000	4,000	3,720	180,000	275,720	216,000	78.3%
28 バドミントン協会	335,000	120,000	348,500	1,558,000	10,000	30,000	0	0	3,000	364,900	2,569,400	277,000	10.8%
29 なぎなた協会	0	100,000	50,000	40,000	10,000	10,000	5,000	10,000	0	20,000	245,000	193,000	78.8%
30 アマチュアゴルフ協会	0	106,000	12,000	15,000	25,000	500	6,000	80,000	15,000	0	253,500	179,000	70.6%

令和15年度予算

船橋市スポーツ協会(補助対象経費)

※令和15年度よりスポーツ協分会理金は補助対象外と見直しました。(単位:円)

団体名	交付金等	報償費	旅費	消耗品費	備品購入費	印刷製本費	手教材料	通信運賃	保険料	使用料等	支出計[A]	交付予算額[B]	補助割合[A/B]
31 フェンシング協会	20,000	266,000	48,000	228,000	130,000	15,000	18,000	24,000	46,000	72,000	867,000	254,000	29.3%
32 カヌー協会	16,500	0	10,000	40,000	30,000	10,000	1,000	10,000	10,000	10,000	137,500	105,000	76.4%
33 ラグビーフットボール協会	0	0	0	231,400	0	0	0	1,500	0	0	232,900	183,000	78.6%
34 小中学校体育連盟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35 高等学校体育連盟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36 スポーツ少年団	1,045,600	10,000	60,000	80,000	100,000	0	0	100,000	0	495	1,396,095	835,000	59.8%
37 ゲートボール協会	168,000	30,000	10,000	30,000	50,000	10,000	0	10,000	0	0	308,000	97,000	31.5%
38 少林寺拳法連盟	20,000	18,000	20,000	140,000	0	10,000	0	5,000	0	7,000	220,000	98,000	42.3%
39 台気道連盟	30,000	180,000	0	20,000	0	40,000	7,000	20,000	110,000	5,000	412,000	112,000	27.2%
40 気道スポーツ協会	0	0	0	25,000	0	30,000	0	15,000	0	550,000	620,000	108,000	17.4%
41 気道連盟	0	0	0	31,000	28,000	0	0	30,000	30,000	0	120,000	84,000	70.0%
42 ペタンク協会	15,000	10,000	30,000	90,000	0	10,000	500	30,000	0	0	185,500	105,000	56.6%
43 一輪車協会	0	10,000	5,000	50,000	30,000	5,000	10,000	10,000	0	50,000	170,000	100,000	58.8%
44 フライングディスク協会	0	0	35,000	157,000	0	5,000	2,000	20,000	5,000	0	224,000	96,000	42.9%
45 バウンドテニス協会	40,000	0	0	60,000	0	20,000	500	10,000	9,500	50,000	190,000	95,000	50.0%
46 ドッジボール協会	10,000	0	50,000	470,000	100,000	10,000	5,000	2,000	25,000	380,000	1,002,000	111,000	11.1%
47 グランドゴルフ協会	0	402,500	0	25,000	0	0	0	30,000	0	0	457,500	104,000	22.7%
48 パークゴルフ協会	0	0	30,000	0	0	40,000	5,000	50,000	10,000	0	135,000	106,000	78.5%
49 インディアカ協会	0	15,000	20,000	60,000	0	3,000	1,000	5,000	0	20,000	124,000	98,000	79.0%
50 ダーツ協会	0	10,000	0	90,000	0	5,000	5,000	15,000	10,000	5,000	140,000	104,000	74.3%
51 日本拳法連盟	50,000	0	20,000	10,000	0	30,000	3,000	20,000	20,000	50,000	203,000	77,000	37.9%
52 テコンドー協会	0	0	0	0	90,000	0	5,000	0	0	10,000	105,000	80,000	76.2%
小計											32,545,575	9,513,000	

スポーツ協会	350,000	50,000	80,000	50,000	230,000	40,000	150,000	10,000	70,000	1,030,000	487,000	47.3%
--------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	-----------	---------	-------

※団体予算書の額から

構成員への報償費等を除外して計上

合計(加盟団体十協会)	33,575,575	10,000,000	29.8%
市への交付申請額	10,000,000	10,000,000	100%

令和4年度 収支決算書 (案)

1. 収入の部

単位(円)

科 目	4年度 当初予算額	4年度 補正予算額	4年度 実績	比較増減額	説 明
前年度繰越金	2,582,297	2,582,297	2,582,297	0	
船橋市交付金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
加盟団体分担金	1,122,300	1,122,300	1,122,300	0	50団体 (小中学校体育連盟、高等学校体育連盟を除く)
雑収入	40	40	5	11	銀行利息 等
合 計	13,704,637	13,704,637	13,704,648	11	

2. 支出の部

*事業費から報償費へ80,000円の補正を行いました。

単位(円)

科 目	4年度 当初予算額	4年度 補正予算額	4年度 実績	比較増減額	説 明
報償費	450,000	530,000	512,057	▲ 17,943	体育功労者表彰記念品、壮途金 成績優秀者記念品
旅 費	150,000	150,000	106,440	▲ 43,560	事業実施に伴う旅費
消耗品費	150,000	150,000	89,932	▲ 60,068	封筒、郵送用段ボール ホームページ利用費等
備品購入費	50,000	50,000	0	▲ 50,000	備品購入無し
通信運搬費	150,000	150,000	102,704	▲ 47,296	メール便、はがき・切手代等
印刷製本費	220,000	220,000	206,030	▲ 13,970	総会資料等
保険料	10,000	10,000	0	▲ 10,000	事業中止のため支出なし
手数料	10,000	10,000	0	▲ 10,000	
使用料及び賃借料	40,000	40,000	0	▲ 40,000	
交付金・負担金	9,633,000	9,633,000	9,633,000	0	加盟団体交付金、県ス協分担金
渉外費	150,000	150,000	30,000	▲ 120,000	県ス協・関係団体賛助金
事業費	2,560,000	2,480,000	2,210,000	▲ 270,000	市民体育大会運営交付金、スポーツ講習会 千葉県民体育大会強化練習費・事務経費
雑 費	131,637	131,637	101,000	▲ 30,637	県民体育大会視察役員用識別服 振込手数料
合 計	13,704,637	13,704,637	12,991,163	▲ 713,474	

3. 残高の部

単位(円)

(収入) 13,704,648 - (支出) 12,991,163 = 713,485

監査報告書

令和5年4月6日

船橋市スポーツ協会
会長 山崎 幸男 様

監事 近藤 幹一郎

監事 隅坂 道

船橋市スポーツ協会会則第15条により、当協会の令和4年度の事業及び会計について監査を行いました。その方法及び結果について、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

理事及び事務局員等と意志疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局員等からその事業の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当協会の業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法により、当該事業年度に係わる事業報告等について検討致しました。さらに、会計帳簿類又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係わる計算書類及びその明細書について検討いたしました。

2. 監査意見

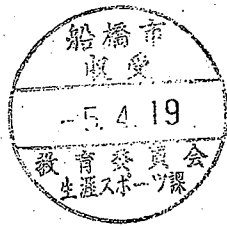
(1) 事業報告の監査結果

事業報告書等は、法令及び当協会会則に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 計算書類及びその明細書の監査の結果

計算書類及びその明細書は、当協会の財産、収支の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

第1号様式



補助金交付申請書

令和5年4月18日

船橋市長 様

申請者 所在地 船橋市湊町2-10-25
 団体名 船橋市スポーツ協会
 代表者氏名 会長 山崎 幸男

補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和5年度	補助金の名称	2. スポーツ振興補助金
補助事業	名称	2-イ) 県民体育大会派遣事業	
	目的・内容	市民競技の普及、スポーツの振興を図る	
	効果	同上	
経費所要総額	7,430,540円		
交付申請額	5,800,000円		
着手及び完了予定年月日	着手 予定	令和5年4月1日	
	完了 予定	令和6年3月31日	
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 前年度決算書 4. その他 ()		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他 ()

千葉県民体育大会 事業計画書

令和5年度

	行事名	期日	会場	内容
1	千葉県民体育大会 代表者会議 (県スポ協会)	5月上旬	千葉県総合 スポーツセンター	・大会実施概要 ・会場担当と競技担当打合せ
2	船橋市スポーツ協会 競技別代表者会議	6月16日(金)	市役所	・参加申込み方法 ・補助金について ・県からの伝達
3	夏季競技代表者会議 (県スポ協会)	8月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について
4	千葉県民体育大会 夏季競技開催	8月～9月	千葉県国際総合 水泳場ほか	
5	県民体育大会結団式 並びに国民体育大会激励会	9月15日(金)		
6	秋季競技代表者会議 (県スポ協会)	10月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について
7	千葉県民体育大会 総合開会式 (県スポ協会)	10月下旬	千葉県総合 スポーツセンター	・開会宣言 ・優勝杯の返還 ・選手宣誓
8	千葉県民体育大会 秋季競技開催	10月28日(土) 29日(日) (中心会期)	千葉県総合 スポーツセンター ほか	
9	県民体育大会 報告会	11月24日(金)	市役所	・結果報告 ・賞状披露
10	サッカー競技代表者会議 (県スポ協会)	12月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について
11	千葉県民体育大会 冬季競技開催	1月～3月	アクアリンクちば ほか	
12	冬季競技代表者会議 (県スポ協会)	2月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について

令和5年度 船橋市スポーツ協会（県民体育大会） 収支予算

【1. 収入の部】

(単位：円)

	R5予算	R4予算	R4実績	前年度予算との比較増減	主な内訳
前年度繰越金	87,853	55,919	55,919	31,934	
船橋市補助金	7,000,000	7,000,000	4,644,400	0	派遣事業 5,800,000円 強化練習事業 1,200,000円
スポーツ協会負担金	50,000	50,000	165,000	0	事務費
雑収入	40	40	34	0	利息
合計	7,137,893	7,105,959	4,865,353	31,934	

【2. 支出の部】

●市補助対象経費

(単位：円)

	R5予算	R4予算	R4実績	前年度予算との比較増減	主な内訳
(1) 各競技補助計					
交付金・負担金	6,900,000	6,900,000	4,687,400	0	派遣事業 5,700,000円 強化練習事業 1,200,000円
(2) 事務経費	237,893	205,959	90,100	31,934	内訳は以下の通り
報償費	0	0	0	0	
● 消耗品費	10,000	10,000	0	0	封筒、ファイル
● 備品購入費	0	0	0	0	
● 手数料	15,000	15,000	8,602	0	振込手数料
● 通信運搬費	25,000	20,000	18,871	5,000	郵送費
● 保険料	150,000	150,000	62,627	0	各競技の保険料
雑費	5,000	5,000	0	0	
予備費	32,893	5,959	0	26,934	
合計	7,137,893	7,105,959	4,777,500	31,934	

残額 87,853

令和4年度 船橋市スポーツ協会（県民体育大会） 収支決算報告

【1. 収入の部】

(単位：円)

	予算	実績	予算との比較増減	主な内訳
前年度繰越金	55,919	55,919	0	
船橋市補助金	7,000,000	4,644,400	▲ 2,355,600	派遣事業 5,800,000円うち 2,355,600円を戻入 強化練習事業 1,200,000円
スポーツ協会負担金	50,000	165,000	115,000	事務費50,000円 強化練習施設使用料の補填115,000円
雑収入	40	34	▲ 6	利息
合計	7,105,959	4,865,353	-2,240,606	

【2. 支出の部】

●市補助対象経費

(単位：円)

	予算	実績	予算との比較増減	主な内訳
(1) 各競技補助計 交付金・負担金	6,900,000	4,687,400	▲ 2,212,600	派遣事業 3,372,400円 強化練習事業 1,315,000円
(2) 事務経費	205,959	90,100	▲ 115,859	内訳は以下の通り
報償費	0	0	0	
● 消耗品費	10,000	0	▲ 10,000	
● 備品購入費	0	0	0	
● 手数料	15,000	8,602	▲ 6,398	振込手数料
● 通信運搬費	20,000	18,871	▲ 1,129	郵送費
● 保険料	150,000	62,627	▲ 87,373	各競技の保険料
雑費	5,000	0	▲ 5,000	
予備費	5,959	0	▲ 5,959	
合計	7,105,959	4,777,500	▲ 2,328,459	

【3. 残高の部】

(単位：円)

収入	支出	残高
4,865,353	4,777,500	87,853

※残高は次年度に繰り越す

令和4年度 船橋市スポーツ協会（県民体育大会） 収支決算報告

【スポーツ振興補助金対象経費】

1. 県民体育大会派遣事業

	補助対象経費	補助額	
(1) 各競技補助計	4,102,663	3,372,400	交通費90%、他80%以内、別紙一覧参照
(2) 事務経費	90,100	72,000	80%以内

【(2)の内訳】

消耗品費	0 円
備品購入費	0 円
手数料	8,602 円
通信運搬費	18,871 円
保険料	62,627 円

1の合計	交付額	補助額	戻入額
派遣事業	5,800,000	3,444,400	2,355,600

2. 県民体育大会強化練習事業

	補助対象経費	補助額	
(1) 各競技補助計	1,644,935	1,200,000	80%以内、別紙一覧参照

	交付額	補助額	戻入額
強化練習事業	1,200,000	1,200,000	0

令和5年度予算 県民体育大会 派遣事業(補助対象経費)

(単位:円)

番号	団体名	交通費	宿泊費	参加費	消耗品費	通信運搬費	支出額	交付予定額
1	① 水泳	29,040	0	25,000	151,800	0	205,840	167,500
2	② セーリング	6,800	0	0	23,000	120,000	149,800	120,500
3	③ ボート	24,200	80,000	0	23,000	0	127,200	104,100
4	1 陸上競技	31,200	0	20,000	92,000	0	143,200	117,600
5	2 バレーボール	70,200	480,000	8,000	138,000	0	696,200	563,900
6	3 クレー射撃	13,760	0	55,000	25,300	0	94,060	76,600
7	4 体操競技	65,280		20,000	147,200		232,480	192,500
8	5 相撲	9,240	0	0	13,800	0	23,040	19,300
9	6 テニス	65,280	0	0	147,200	0	212,480	176,500
10	7 軟式野球	32,800	0	5,000	92,000	0	129,800	107,100
11	8 卓球	158,080	0	10,000	119,600	0	287,680	245,900
12	9 弓道	8,400	0	0	23,000	0	31,400	25,900
13	10 ソフトボール	105,600	0	8,000	151,800	0	265,400	222,800
14	11 柔道	16,060	0	5,000	25,300	0	46,360	38,600
15	12 剣道	8,640	64,000	0	18,400	0	91,040	73,600
16	13 ソフトテニス	48,960	0	8,000	110,400	0	167,360	138,700
17	14 バドミントン	32,560	0	15,000	101,200	0	148,760	122,200
18	15 ラグビーフットボール	79,560	0	0	179,400	0	258,960	215,100
19	16 バスケットボール	130,560	0	6,000	220,800	0	357,360	298,900
20	17 ハンドボール	32,640	0	8,000	73,600	0	114,240	94,600
21	18 ボクシング	11,520	0	0	36,800	0	48,320	39,800
22	19 フェンシング	12,480	0	1,000	36,800	0	50,280	41,400
23	20 レスリング	14,080	0	0	36,800	0	50,880	42,100
24	21 空手道	17,600	0	0	36,800	0	54,400	45,200
25	22 ライフル射撃	18,180	0	0	20,700	50,000	88,880	72,900
26	23 銃剣道	9,440	0	3,000	18,400	0	30,840	25,600
27	24 自転車	8,060	0	8,000	29,900	0	45,960	37,500
28	25 スポーツライミング	21,120	0	0	27,600	0	48,720	41,000
29	26 ホッケー	52,800	160,000	0	46,000	0	258,800	212,300
30	27 ウェイトリフティング	9,600	0	0	27,600	0	37,200	30,700
31	28 なぎなた	13,440	0	0	36,800	0	50,240	41,500
32	29 アーチェリー	4,960	0	0	18,400	0	23,360	19,100
33	30 ゴルフ	20,060	0	85,000	39,100	0	144,160	117,300
34	31 ボウリング	7,440	0	24,000	27,600	0	59,040	47,900
35	32 馬術	52,520	0	65,000	59,800	250,000	427,320	347,100
36	33 カヌー	12,800	0	0	23,000	0	35,800	29,900
37	<1> スキー	320,400	432,000	16,000	124,200	0	892,600	746,100
38	<2> スケート・フィギュア	7,800	0	20,000	23,000	0	50,800	41,400
39	<2> スケート・ショートトラック	7,800	0	20,000	23,000	0	50,800	41,400
40	<2> スケート・アイスホッケー	16,380	0	20,000	48,300	0	84,680	69,300
41	<3> サッカー	306,800	0	10,000	598,000	0	914,800	762,500
小計							7,230,540	5,973,900

	消耗品費	備品購入費	通信運搬費	保険料	手数料	支出額	交付予定額
事務経費	10,000	0	25,000	150,000	15,000	200,000	160,000

総計(加盟団体+事務経費) 7,430,540 6,133,900

※補助率は交通費90%以内、他は80%以内となっております。

※交付予定額は補助率による計算結果であり、実際は申請額内で交付します。

市への交付申請額 5,800,000 円

令和4年度決算 県民体育大会 派遣事業(補助対象経費) (単位:円)

番号	団体名	交通費	宿泊費	参加費	消耗品費	通信運搬費	支出額	交付額
1	① 水泳	22,880	0	24,000	148,128	0	195,008	158,200
2	② セーリング	9,520	0	0	19,157	79,200	107,877	87,200
3	③ ボート	12,100	0	0	32,995	0	45,095	37,200
4	1 陸上競技	31,200	0	12,000	75,600	0	118,800	98,100
5	2 バレーボール	56,760	529,600	8,000	84,744	0	679,104	548,900
6	3 クレー射撃	19,536	0	30,000			49,536	41,500
7	4 体操競技	11,700	0	10,000			21,700	18,500
8	5 相撲						0	0
9	6 テニス	76,000	0	0	37,454	0	113,454	98,300
10	7 軟式野球						0	0
11	8 卓球	89,440	346,800	10,000	190,652	0	636,892	518,400
12	9 弓道	14,400	0	0	51,180	0	65,580	53,900
13	10 ソフトボール	94,440	0	16,000	104,753	0	215,193	181,500
14	11 柔道	18,040	0	5,000			23,040	20,200
15	12 剣道	8,640	0	0	96,250	0	104,890	84,700
16	13 ソフトテニス	23,460	0	8,000	40,000	0	71,460	59,500
17	14 バドミントン	24,420	0	15,000	138,985	0	178,405	145,100
18	15 ラグビーフットボール	79,560					79,560	71,600
19	16 バスケットボール	28,400	0	6,000	104,000	0	138,400	113,500
20	17 ハンドボール						0	0
21	18 ボクシング						0	0
22	19 フェンシング	10,920	0	10,000	22,808	0	43,728	36,000
23	20 レスリング						0	0
24	21 空手道						0	0
25	22 ライフル射撃	12,120	0	0	0	0	12,120	10,900
26	23 銃剣道	14,040	0	6,000			20,040	17,400
27	24 自転車	4,340	0	6,400			10,740	9,000
28	25 スポーツライミング						0	0
29	26 ホッケー						0	0
30	27 ウェイトリフティング	3,200	0	0			3,200	2,800
31	28 なぎなた	4,940	0	0	24,310	0	29,250	23,800
32	29 アーチェリー	4,340	0	0	10,450	0	14,790	12,200
33	30 ゴルフ	12,980	0	5,000	0	0	17,980	15,600
34	31 ボウリング	9,000	0	24,000			33,000	27,300
35	32 馬術	40,400	94,886	125,000	93,697	220,000	573,983	463,200
36	33 カヌー	3,960	0	15,000			18,960	15,500
37	<1> スキー	107,040	86,240	6,000	0	0	199,280	170,100
38	<2> スケート・フィギュア						0	0
39	<2> スケート・ショートトラック						0	0
40	<2> スケート・アイスホッケー	0	0	0	0	0	0	0
41	<3> サッカー	71,000	0	10,000	200,598	0	281,598	232,300
小計							4,102,663	3,372,400

	消耗品費	備品購入費	手数料	通信運搬費	保険料	支出額	交付額
事務経費	0	0	8,602	18,871	62,627	90,100	72,000

総計(加盟団体+事務経費) 4,192,763 3,444,400

※補助率は交通費90%以内、他は80%以内となっております。

市への交付申請額 5,800,000 円
 市への戻入額 2,355,600 円

第1号様式



補助金交付申請書

令和5年4月18日

船橋市長 様

申請者 所在地 船橋市湊町2-10-25

団体名 船橋市スポーツ協会

代表者氏名 会長 山崎 幸男

補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和5年度	補助金の名称	2. スポーツ振興補助金
補助事業	名称	2-ウ) 県民体育大会強化練習事業	
	目的・内容	市民競技の普及、スポーツの振興を図る	
	効果	同上	
経費所要総額		1,750,000円	
交付申請額		1,200,000円	
着手及び完了予定年月日		着手 予定 令和5年4月1日	
		完了 予定 令和6年3月31日	
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 前年度決算書 4. その他 ()	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他 ()

千葉県民体育大会 事業計画書

令和5年度

	行事名	期日	会場	内容
1	千葉県民体育大会 代表者会議 (県スポ協会)	5月上旬	千葉県総合 スポーツセンター	・大会実施概要 ・会場担当と競技担 当打合せ
2	船橋市スポーツ協会 競技別代表者会議	6月16日(金)	市役所	・参加申込み方法 ・補助金について ・県からの伝達
3	夏季競技代表者会議 (県スポ協会)	8月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について
4	千葉県民体育大会 夏季競技開催	8月～9月	千葉県国際総合 水泳場ほか	
5	県民体育大会結団式 並びに国民体育大会激励会	9月15日(金)		
6	秋季競技代表者会議 (県スポ協会)	10月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について
7	千葉県民体育大会 総合開会式 (県スポ協会)	10月下旬	千葉県総合 スポーツセンター	・開会宣言 ・優勝杯の返還 ・選手宣誓
8	千葉県民体育大会 秋季競技開催	10月28日(土) 29日(日) (中心会期)	千葉県総合 スポーツセンター ほか	
9	県民体育大会 報告会	11月24日(金)	市役所	・結果報告 ・賞状披露
10	サッカー競技代表者会議 (県スポ協会)	12月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について
11	千葉県民体育大会 冬季競技開催	1月～3月	アクアリンクちば ほか	
12	冬季競技代表者会議 (県スポ協会)	2月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について

令和5年度 船橋市スポーツ協会（県民体育大会） 収支予算

【1. 収入の部】

(単位：円)

	R5予算	R4予算	R4実績	前年度予算との比較増減	主な内訳
前年度繰越金	87,853	55,919	55,919	31,934	
船橋市補助金	7,000,000	7,000,000	4,644,400	0	派遣事業 5,800,000円 強化練習事業 1,200,000円
スポーツ協会負担金	50,000	50,000	165,000	0	事務費
雑収入	40	40	34	0	利息
合計	7,137,893	7,105,959	4,865,353	31,934	

【2. 支出の部】

●市補助対象経費

(単位：円)

	R5予算	R4予算	R4実績	前年度予算との比較増減	主な内訳
(1) 各競技補助計	6,900,000	6,900,000	4,687,400	0	派遣事業 5,700,000円 強化練習事業 1,200,000円
交付金・負担金					
(2) 事務経費	237,893	205,959	90,100	31,934	内訳は以下の通り
報償費	0	0	0	0	
● 消耗品費	10,000	10,000	0	0	封筒、ファイル
● 備品購入費	0	0	0	0	
● 手数料	15,000	15,000	8,602	0	振込手数料
● 通信運搬費	25,000	20,000	18,871	5,000	郵送費
● 保険料	150,000	150,000	62,627	0	各競技の保険料
雑費	5,000	5,000	0	0	
予備費	32,893	5,959	0	26,934	
合計	7,137,893	7,105,959	4,777,500	31,934	

残額 87,853

令和4年度 船橋市スポーツ協会（県民体育大会） 収支決算報告

【1. 収入の部】

(単位：円)

	予算	実績	予算との 比較増減	主な内訳
前年度繰越金	55,919	55,919	0	
船橋市補助金	7,000,000	4,644,400	▲ 2,355,600	派遣事業 5,800,000円うち 2,355,600円を戻入 強化練習事業 1,200,000円
スポーツ協会負担金	50,000	165,000	115,000	事務費50,000円 強化練習施設使用料の補填115,000円
雑収入	40	34	▲ 6	利息
合計	7,105,959	4,865,353	-2,240,606	

【2. 支出の部】

●市補助対象経費

(単位：円)

	予算	実績	予算との 比較増減	主な内訳
(1) 各競技補助計 交付金・負担金	6,900,000	4,687,400	▲ 2,212,600	派遣事業 3,372,400円 強化練習事業 1,315,000円
(2) 事務経費	205,959	90,100	▲ 115,859	内訳は以下の通り
報償費	0	0	0	
● 消耗品費	10,000	0	▲ 10,000	
● 備品購入費	0	0	0	
● 手数料	15,000	8,602	▲ 6,398	振込手数料
● 通信運搬費	20,000	18,871	▲ 1,129	郵送費
● 保険料	150,000	62,627	▲ 87,373	各競技の保険料
雑費	5,000	0	▲ 5,000	
予備費	5,959	0	▲ 5,959	
合計	7,105,959	4,777,500	▲ 2,328,459	

【3. 残高の部】

(単位：円)

収入	支出	残高
4,865,353	4,777,500	87,853

※残高は次年度に繰り越す

令和4年度 船橋市スポーツ協会（県民体育大会） 収支決算報告

【スポーツ振興補助金対象経費】

1. 県民体育大会派遣事業

	補助対象経費	補助額	
(1) 各競技補助計	4,102,663	3,372,400	交通費90%、他80%以内、別紙一覧参照
(2) 事務経費	90,100	72,000	80%以内

【(2)の内訳】

消耗品費	0 円
備品購入費	0 円
手数料	8,602 円
通信運搬費	18,871 円
保険料	62,627 円

1の合計	交付額	補助額	戻入額
派遣事業	5,800,000	3,444,400	2,355,600

2. 県民体育大会強化練習事業

	補助対象経費	補助額	
(1) 各競技補助計	1,644,935	1,200,000	80%以内、別紙一覧参照

	交付額	補助額	戻入額
強化練習事業	1,200,000	1,200,000	0

令和5年度予算 県民体育大会 強化練習事業(補助対象経費) (単位:円)

番号	団体名	強化練習施設使用料	補助率80%	交付予定額
1	① 水泳	0	0	0
2	② セーリング	480,000	384,000	329,100
3	③ ボート	0	0	0
4	1 陸上競技	50,000	40,000	34,200
5	2 バレーボール	0	0	0
6	3 クレー射撃	40,000	32,000	27,400
7	4 体操競技	0	0	0
8	5 相撲	0	0	0
9	6 テニス	50,000	40,000	34,200
10	7 軟式野球	0	0	0
11	8 卓球	30,000	24,000	20,500
12	9 弓道	30,000	24,000	20,500
13	10 ソフトボール	0	0	0
14	11 柔道	0	0	0
15	12 剣道	70,000	56,000	48,000
16	13 ソフトテニス	80,000	64,000	54,800
17	14 バドミントン	30,000	24,000	20,500
18	15 ラグビーフットボール	0	0	0
19	16 バスケットボール	0	0	0
20	17 ハンドボール	0	0	0
21	18 ボクシング	0	0	0
22	19 フェンシング	20,000	16,000	13,700
23	20 レスリング	0	0	0
24	21 空手道	0	0	0
25	22 ライフル射撃	60,000	48,000	41,100
26	23 銃剣道	0	0	0
27	24 自転車	0	0	0
28	25 スポーツクライミング	0	0	0
29	26 ホッケー	0	0	0
30	27 ウェイトリフティング	0	0	0
31	28 なぎなた	5,000	4,000	3,400
32	29 アーチェリー	90,000	72,000	61,700
33	30 ゴルフ	30,000	24,000	20,500
34	31 ボウリング	160,000	128,000	109,700
35	32 馬術	370,000	296,000	253,700
36	33 カヌー	5,000	4,000	3,400
37	<1> スキー	0	0	0
38	<2> スケート・フィギュア	0	0	0
39	<2> スケート・ショートトラック	0	0	0
40	<2> スケート・アイスホッケー	0	0	0
41	<3> サッカー	150,000	120,000	102,800
計		1,750,000	1,400,000	1,199,200

	補助対象経費	補助額	補助率
市からの補助	1,750,000	1,200,000	68.6%
※補助率は80%以内となっております。			
※交付予定額は申請額内で按分しています(補助率をかけて算出)			
市への交付申請額	1,200,000 円		

令和4年度決算 県民体育大会 強化練習事業(補助対象経費) (単位:円)

番号	団体名	強化練習施設使用料	補助率80%	交付額
1	① 水泳	0	0	0
2	② セーリング	480,870	384,600	384,600
3	③ ボート	0	0	0
4	1 陸上競技	42,600	34,000	34,000
5	2 バレーボール	0	0	0
6	3 クレー射撃	36,800	29,400	29,400
7	4 体操競技	0	0	0
8	5 相撲	0	0	0
9	6 テニス	41,690	33,300	33,300
10	7 軟式野球	0	0	0
11	8 卓球	22,000	17,600	17,600
12	9 弓道	24,090	19,200	19,200
13	10 ソフトボール	0	0	0
14	11 柔道	0	0	0
15	12 剣道	60,370	48,200	48,200
16	13 ソフトテニス	77,220	61,700	61,700
17	14 バドミントン	22,170	17,700	17,700
18	15 ラグビーフットボール	0	0	0
19	16 バスケットボール	0	0	0
20	17 ハンドボール	0	0	0
21	18 ボクシング	0	0	0
22	19 フェンシング	18,720	14,900	14,900
23	20 レスリング	0	0	0
24	21 空手道	0	0	0
25	22 ライフル射撃	54,600	43,600	43,600
26	23 銃剣道	0	0	0
27	24 自転車	0	0	0
28	25 スポーツライミング	0	0	0
29	26 ホッケー	0	0	0
30	27 ウェイトリフティング	0	0	0
31	28 なぎなた	2,295	1,800	1,800
32	29 アーチERY	82,280	65,800	65,800
33	30 ゴルフ	21,160	16,900	16,900
34	31 ボウリング	165,300	132,200	132,200
35	32 馬術	352,000	281,600	281,600
36	33 カヌー	3,780	3,000	3,000
37	<1> スキー	0	0	0
38	<2> スケート・フィギュア	0	0	0
39	<2> スケート・ショートトラック	0	0	0
40	<2> スケート・アイスホッケー	0	0	0
41	<3> サッカー	136,990	109,500	109,500
計		1,644,935	1,315,000	1,315,000

	補助対象経費	補助額	補助率
市からの補助	1,644,935	1,200,000	73.0%

※補助率は80%以内となっております。

※交付申請額を上回った分はスポーツ協会が負担しました(115,000円)。

市への交付申請額	1,200,000 円
市への戻入額	0 円



船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和5年4月15日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市薬円台2-16-29
 団体名 薬円台地区自治会連合協議会
 代表者氏名 会長 新田 一郎

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和5年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	①. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	やくえんだい軽スポーツフェア	
	実施年月日	令和5年6月11日	
	実施場所	薬円台小学校グラウンド・体育館	
	目的・内容	軽スポーツを通して地域住民の体力の向上と世代間交流を図る。	
	参加予定人数	300人	
経費所要総額			100,000 円
交付申請額			50,000 円
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他 ()		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他 ()

やくえんだい軽スポーツフェア事業計画書

1. 目 的

子供から高齢者まで簡単に参加できる軽スポーツを、地域住民が一同に集まり競技を楽しむことにより、地域住民の体力の向上と世代間の交流を図る。

2. 日 時

令和5年6月11日（日）9：30～12：30（雨天決行）

3. 会 場

薬田台小学校

4. 主 催

薬田台地区自治会連合協議会

薬田台地区スポーツ推進委員会

薬田台地区青少年相談員

薬田台児童ホーム

薬田台公民館

5. 内 容

グラウンドゴルフ・輪投げ・ストラックアウト他

6. 参加予定人員

300名

7. 競技内容

参加者には、すべての競技に参加して楽しんでもらえるように、得点を競って優劣をつけるのではなく、参加することに意義がある内容とする。また、初心者には指導者が競技方法を懇切丁寧に指導を行う。

参加者全員に参加賞を配り、散会とする。

令和5年度 やくえんだい軽スポーツフェア収支予算書

薬田台地区自治会連合協議会

会 長 新 田 一 郎

収入の部

項 目	金額 (円)	摘 要
船橋市スポーツ推進 事業補助金	50,000	
薬田台地区自治会連 合協議会負担金	50,000	一部自治会負担
合計	100,000	

支出の部

項 目	金額 (円)	摘 要
補助対象経費		
報償費	63,000	参加賞
消耗品費	15,000	コピー用紙・ガムテープ・消毒除菌用品他
保険料	4,000	普通傷害保険代 (対象：行事参加者全員 300名)
小計	82,000	
その他経費		
食糧費	18,000	
合計	100,000	

令和4年度 やくえんだい軽スポーツフェア決算書

薬円台地区町会自治会連絡協議会

会長 新田 一郎

収入の部

項目	金額 (円)	摘要
船橋市スポーツ推進事業補助金	50,000	
薬円台地区町会自治会連絡協議会補助金	50,062	一部町会費負担金
合計	100,062	

支出の部

項目	金額 (円)	摘要
補助対象経費		
報償費	48,237	参加賞
消耗品費	26,568	用紙・テープ・消毒除菌用品他
役務費	3,045	普通傷害保険代 (対象: 行事参加者全員 300名)
小計	77,850	
その他の経費		
食糧費	22,212	お弁当・お茶
小計	22,212	
合計	100,062	



船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和5年4月8日

船橋市長 様

申請者 所在地 船橋市二和東6-17-22
 団体名 二和地区自治会連合会
 代表者氏名 田原 勝博

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	5 年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象 事業	区 分	①. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名 称	二和地区スポーツ大会	
	実施年月日	令和5年8月26日(土)	
	実施場所	三咲小学校校庭、体育館	
	目的・内容	地域住民と子供との交流と健康増進	
	参加予定人数	300名	
	経費所要総額		
交付申請額			^{212,000} 300,000 円
添付書類	① 事業計画書 ② 収支予算書 3. その他 ()		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であつて特定収入割合が5%を超える

その他 ()

二和地区軽スポーツ大会開催

1、日 時 令和5年8月26日(土)

2、場 所 三咲小学校校庭

3、大会スケジュール

・ 9時00分 受付開始

・ 9時20分 開会式
挨拶

二和地区自治会連合会会長 田原 勝博

三咲小校長 中村 大地

二和地区スポーツ推進委員地区長 米川 知之

二和地区青少年相談員 五十里貴之

・ 9時35分 大会開始

・ ドッジボール(学年別) 担当 三咲小先生

・ キックベース 小学生(高学年)対大人男女混合

・ グランドゴルフ マラソンコース(自由参加)

・ 13時00分 閉会式
表彰式及び参加賞

・ 13時15分 終了

連絡先 二和地区自治会連合会 田 原

※ 暑いので各自で十分水分を補給して下さい。

令和5年4月8日

令和5年度二和地区スポーツ大会 予算書

二和地区自治会連合会

会長 田原 勝博

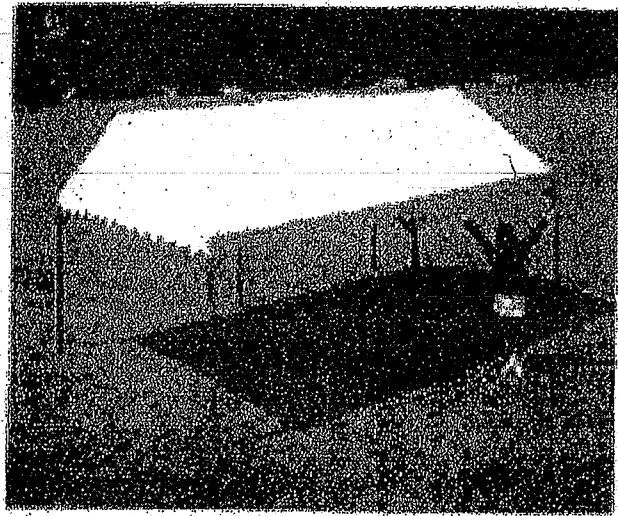
会計 畦地 進一

1. 収入の部

項 目	金 額	備 考
船橋市スポーツ推進事業補助金	212,000	
参加費	60,000	200円×300人
二和地区負担金	68,000	
合 計	340,000	

2. 支出の部

項 目	対象経費	備 考
報 償 費	150,000	賞品、参加費、景品等
保 険 料	12,000	40円×300人
印刷製本費	5,000	大会要綱、プログラム印刷、コピー代
備品購入費	95,900	テント
消耗品費	54,100	シート、スタッフ帽子
通信運搬費	1,000	手紙、はがき、切手代
食 料 費	22,000	飲料代
合 計	340,000	



KOK スーパーキングE-テント

W3. 55XD2. 67XH2. 80

天幕色 白

越智工業所

¥95,900 税込¥105,490 1台

船橋市地域スポーツ振興事業補助金収支決算書
 二和地区 軽スポーツ大会収支決算書
 令和元年8月17日(土)

二和地区自治会連合会
 会長 田原 勝博
 会計 井上 隆司

収入の部

科目	金額	適用
船橋市補助金	50,000	市地域スポーツ振興事業補助金
行事参加費	36,640	参加人数250人
地区連助成金	73,259	一部地区連負担
合計	159,899	

支出の部

科目	金額	適用
報償費	117,946	賞品、参加賞、景品等
消耗品費	4,063	案内状、プログラム等
食材費	(37,890)	飲料、食べ物等
合計	159,899	

別冊 2

令和 5 年度

第 1 回 船橋市スポーツ推進審議会

各補助金交付要綱

船橋市教育委員会 生涯学習部

生涯スポーツ課

令和5年度 第1回 船橋市スポーツ推進審議会

【別冊2】各補助金交付要綱

目次

各補助金交付要綱の一部改正について	・・・	1
船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱	・・・	3
船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱	・・・	15
船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱	・・・	27
船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱	・・・	39

各補助金交付要綱の一部改正の概要について

[改正する要綱]

- A) 船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱
- B) 船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱
- C) 船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱
- D) 船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱

[改正の理由並びに内容]

- ①【A～D】補助金等の交付に関する規則(以下、「補助金等規則」という。)の改正を踏まえ、以下の様式の押印廃止
 - ・請求書
 - ・実績報告書
- ②【A～D】実績報告書の提出期限について、補助金等規則に倣い文言修正
旧「補助事業が完了した日から起算して20日以内に」
新「当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに」
- ③【A～C】申請書や実績報告書に添付する「会計監査報告書の写し」を削除
補助対象事業者の会計年度が4/1～3/31となっており、補助事業者より会計監査報告書の写しを「補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日(3/31)」までに提出することが困難であるとの申し出があった。補助金等規則では、当該写しの提出が必須ではないことから、これに倣い削除する。
- ④【A～C】概算払精算時に提出する「精算書」の様式廃止
予算会計規則では、概算払の精算時に補助事業者に精算書の提出を義務付けてはいない。実務上、不足が生じた場合は不足額の請求、残額が生じた場合は、納付書による返納があることから、事務簡略化のため精算書の様式を廃止する。
- ⑤【D】実績報告書に添付する実施報告書・事業時のプログラムの削除
補助金等規則では、実施報告書及び事業時のプログラムの提出が必須ではないことから、これに倣い削除する。

その他文言等諸般の変更

[施行日]

A～D 令和4年6月1日

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年規則第50号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定め、当該補助金を交付することにより、住民に対し、スポーツの実技の指導その他のスポーツに関する指導及び助言を行うとともにスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うことにより、本市におけるスポーツの推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、船橋市スポーツ推進委員協議会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に掲げる補助対象事業であって、市長が市のスポーツの発展並びに市民スポーツの推進のために必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費とする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合には、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に定めるところによる。

(1) 補助金の交付限度額は、予算の範囲内とする。

(2) 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおりの補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前年度決算書

(4) その他市長が必要があると認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消

費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付についての意見聴取）

第7条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条の規定により、あらかじめスポーツ推進審議会の意見を聴くものとする。

（補助金の交付可否決定）

第8条 市長は、第6条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（交付請求）

第9条 前条の規定により補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付請求書（第3号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付時期）

第10条 市長は前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を30日以内に概算払にて支払うものとする。

（補助事業の変更の届出）

第11条 補助事業者は、補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）の計画の変更（市長が認める軽微な変更は除く。）をしようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業の計画変更・中止・廃止申請書（第4号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付を受けた補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。

（補助金の実績報告）

第13条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付額確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知する。

(補助金の精算)

第15条 補助事業者が、前条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、精算の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定において、不足が生じた場合にあっては精算と同時に不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第17条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
<p>船橋市スポーツ推進委員協議会事業</p> <p>1 スポーツの普及推進に関する事業</p> <p>2 スポーツに係る情報の収集と提供に関する事業</p> <p>3 スポーツ推進委員に関する資質向上を図るための研修に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 ・ 消耗品費 ・ 備品購入費 ・ 印刷製本費 ・ 手数料 ・ 通信運搬費 ・ 保険料 ・ 使用料及び賃借料 ・ 負担金 	<p>補助対象経費の80%以内とする。</p> <p>該当年度の予算の範囲内とする。</p>

備考

- 1 補助対象経費は、領収書等により明確でなければならない。
- 2 報償費のうち、団体の構成員に係るものは補助対象外とする。

第1号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業	名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業	
	目的・内容		
	効果		
経費所要総額			円
交付申請額			円
着手及び完了予定年月日		着手 予定 年 月 日 完了 予定 年 月 日	
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 前年度決算書 4. その他 ()	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

- 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
 - 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
- ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- 免税事業者である
- 簡易課税事業者である
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他 ()

第2号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会教ス指令第 号

年 月 日

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付申請のありました船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称		船橋市スポーツ推進委員協議会事業	
経費所要総額のうち補助対象となる経費			円
交付決定額			円
交付予定時期			
交付条件		1. 補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること 2. 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。	

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取下げること。

第3号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

年 月 日付で決定のあった補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第9条の規定により、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業		
交付決定額			円
既交付額			円
未交付額			円
今回請求額			円
添付書類	1. 補助金交付決定通知書の写し 2. その他 ()		

第4号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業の計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業を（計画変更・中止・廃止）したいので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業		
変更又は中止（廃止）の理由			
(変更の場合) 補助事業等の内容	(変更前)		
	(変更後)		
変更又は中止（廃止）年月日	年 月 日（予定）		
添付書類			

第5号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業が完了したので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業	名称	船橋市スポーツ推進委員協議事業	
	施行場所		
	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
交付決定額			円
既交付額			円
補助対象経費精算額			円
補助事業の経過及び内容			
添付書類	1. 事業報告書 2. 収支決算書 3. その他 ()		

第 6 号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付額確定通知書

船教ス第 号
年 月 日

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のありました船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業について、次のとおり船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の額を確定しましたので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第 14 条の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業		
交付決定額			円
補助対象経費精算額			円
補助率			%
交付確定額			円

第7号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付船橋市教育委員会教ス指令第 号により交付決定があった船橋市スポーツ推進委員協議会補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市スポーツ推進委員協議会補助金に係る消費税仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 円

※0円の場合はその理由について☑

消費税の申告義務がない

簡易課税方式による申告を行っている

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市スポーツ推進委員協議会が市の南部・西部・中部・東部・北部の5ブロックで行う行事及び市の24地区で行う事業に要する経費の一部として船橋市地区スポーツ振興補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定め、当該補助金を交付することにより、住民に対し、体育・スポーツの実技の指導その他体育・スポーツに関する指導及び助言を行うとともにスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うことにより、本市における体育・スポーツの推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、船橋市スポーツ推進委員協議会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる補助対象事業のうち、市長が本市の体育及びびスポーツの発展並びに市民スポーツの推進のために必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費のとおりとする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合には、これを当該事業の補助対象経費からは除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の交付限度額は予算の範囲内とする。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおりの補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市地区スポーツ振興補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(3) 前年度決算書

(4) その他市長が必要であると認める書類

- 2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の意見聴取)

第7条 市長は補助金の交付決定にあたっては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条の規定により、あらかじめスポーツ推進審議会の意見を聴くものとする。

(交付可否の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を船橋市地区スポーツ振興補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、船橋市地区スポーツ振興補助金交付請求書（第3号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付時期)

第10条 市長は前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を30日以内に概算払にて支払うものとする。

(変更等の承認申請)

第11条 補助事業者は、補助金に係わる事業（以下「補助事業」という。）の計画変更（市長が認める軽妙な変更は除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、船橋市地区スポーツ振興補助金事業の計画変更・中止・廃止申請書（第4号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った時は、補助金

の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付を受けた補助金を補助対象事業以外の用途に使用した時。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市地区スポーツ振興補助金実績報告書(第5号様式)に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を船橋市地区スポーツ振興補助金交付額確定通知書(第6号様式)により、補助事業者に通知する。

(補助金の精算)

第15条 補助事業者が、前条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、精算の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定において、不足が生じた場合にあつては精算と同時に不足額を請求し、残額が生じた場合にあつてはこれを返納しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第17条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出

について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市地区スポーツ振興補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
<p>船橋市地区スポーツ振興事業</p> <p>①体育・スポーツ等の普及推進に関する事業</p> <p>②体育・スポーツ等に係る情報の収集と提供に関する事業</p> <p>③体育・スポーツ等に係る調査研究に関する事業</p> <p>④スポーツ推進委員に関する資質向上を図るための研修に関する事業</p> <p>⑤その他体育・スポーツの発展並びに市民スポーツの推進に必要と認められる事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 消耗品費 ・ 備品購入費 ・ 印刷製本費 ・ 手数料 ・ 通信運搬費 ・ 保険料 ・ 使用料及び賃借料 <p>* 上記の補助対象経費のうち、領収書等により明確にできるものに限る。</p> <p>* 報償費は、団体の構成員に対するものは補助対象外とする。</p>	<p>補助対象経費の80%以内とする。</p> <p>該当年度の予算の範囲内とする。</p>

第1号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金等の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業等	名称	船橋市地区スポーツ振興事業	
	目的及び内容		
	効果		
経費所要総額		円	
交付申請額		円	
着手及び完了予定年月日	着手 予定	年 月 日	
	完了 予定	年 月 日	
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 前年度決算書 4. その他 ()		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

- 消費税額を補助対象経費に含めなくて補助金交付額を算定
 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- 免税事業者である
 簡易課税事業者である
 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
 その他 ()

第2号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会教ス指令第 号
年 月 日

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業の名称		船橋市地区スポーツ振興事業	
経費所要総額のうち 補助対象となる経費			円
交付決定額			円
交付予定時期			
交 付 条 件		1. 補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること 2. 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。	

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取下げること。

第3号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 へあて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

年 月 日付で決定のあった補助金の交付を受けたいので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第9条の規定により、船橋市地区スポーツ振興補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業の名称	船橋市地区スポーツ振興事業		
交付決定額			円
既交付額			円
未交付額			円
今回請求額			円
添付書類	1. 補助金交付決定通知書の写し 2. その他 ()		

第4号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金事業の計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

船橋市地区スポーツ振興事業を（計画変更・中止・廃止）したいので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業の名称	船橋市地区スポーツ振興事業		
変更又は中止（廃止）の理由			
(変更の場合) 補助事業等の内容	(変更前)		
	(変更後)		
変更又は中止（廃止）年月日	年 月 日（予定）		
添付書類			

第5号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助事業が完了したので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業	名 称	船橋市地区スポーツ振興事業	
	施行場所		
	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
交付決定額			円
既交付額			円
補助対象経費精算額			円
補助事業等の経過及び内容			
添付書類	1. 事業報告書 2. 収支決算書 3. その他 ()		

第6号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金交付額確定通知書

船教ス第 号
年 月 日

補助事業者 所在地
団体名
代表者 様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のありました補助事業について、次のとおり船橋市地区スポーツ振興補助金の額を確定しましたので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第14条の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業の名称	船橋市地区スポーツ振興事業		
交付決定額			円
補助対象経費精算額			円
補助率			%
交付確定額			円

船橋市地区スポーツ振興補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付船橋市教育委員会教ス指令第 号により交付決定があった船橋市地区スポーツ振興補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市地区スポーツ振興補助金に係る消費税仕入控除税額
(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

金 円

※0円の場合はその理由について

消費税の申告義務がない

簡易課税方式による申告を行っている

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要)

船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が参加できるスポーツ大会の開催、指導者及び競技者の育成及び派遣、県民体育大会等への選手派遣及び選手強化を行うこと等により、本市における体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進に資するため、船橋市スポーツ協会に対し、別表の補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、船橋市スポーツ協会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる補助対象事業のうち、市長が本市の体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進のために必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費のとおりとする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合には、これを当該事業の補助対象経費からは除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおりの補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 補助金の交付限度額は、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要があると認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）

の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の意見聴取)

第7条 補助金の交付決定にあたっては、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第35条の規定により、あらかじめスポーツ推進審議会の意見を聴くものとする。

(交付可否の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付請求書(第3号様式)により市長に請求しなければならない。

(交付時期)

第10条 市長は前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を30日以内に概算払にて支払うものとする。

(変更等の承認申請)

第11条 補助事業者は、補助金に係わる事業(以下「補助事業」という。)の計画変更(市長が認める軽妙な変更は除く。)をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、補助事業等の計画変更・中止・廃止申請書(第4号様式)により、速やかに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った時は、補助金の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 交付を受けた補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、補助金実績報告書(第5号様式)に次の書類を添えて、市長に

報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を補助金交付額確定通知書(第6号様式)により、補助事業者に通知する。

(補助金の精算)

第15条 補助事業者が、前条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、精算の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定において、不足が生じた場合にあっては精算と同時に不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第17条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市スポーツ協会事業費等補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税

額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

補助金の名称	補助対象事業	補助対象経費	補助率
スポーツ協会事業費補助金	ア) スポーツ協会事業 ① 指導者及び競技者の育成及び派遣に関する事業 ② 体育又はスポーツに関する大会及び講習会の開催に関する事業 ③ 体育及びスポーツの技術の向上のための調査研究及び情報の収集に関する業務 ④ その他体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進に必要と認められる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 消耗品費 ・ 一般備品費 ・ 印刷製本費 ・ 手数料 ・ 通信運搬費 ・ 保険料 ・ 使用料及び賃借料 	補助対象経費の80%以内とする。 該当年度の予算の範囲内とする。
スポーツ振興補助金	イ) 県民体育大会派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費 ・ 参加費 ・ 宿泊費 ・ 消耗品費 ・ 一般備品費 ・ 手数料 ・ 通信運搬費 ・ 保険料 	交通費は、補助対象経費の90%以内とする。 それ以外は、80%以内とする。 該当年度の予算の範囲内とする。
	ウ) 県民体育大会強化練習事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強化練習施設使用料 	補助対象経費の80%以内とする。 該当年度の予算の範囲内とする。

備考

- 1 上記の補助対象経費のうち、領収書等により明確にできるものに限る。
- 2 報償費は、団体の構成員に対するものは補助対象外とする。

補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業	名称	1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民体育大会派遣事業 2-ウ) 県民体育大会強化練習事業	
	目的・内容		
	効果		
経費所要総額			円
交付申請額			円
着手及び完了予定年月日		着手 予定 年 月 日 完了 予定 年 月 日	
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 前年度決算書 4. その他 ()	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

- 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
- 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- 免税事業者である
- 簡易課税事業者である
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他 ()

補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会教ス指令第 号
年 月 日

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業の名称		1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民体育大会派遣事業 2-ウ) 県民体育大会強化練習事業	
経費所要総額のうち 補助対象となる経費			円
交付決定額			円
交付予定時期			
交付条件		1. 補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をずるときは、市長の承認を得ること 2. 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。	

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取下げること。

第3号様式

補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

年 月 日付で決定のあった補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業の名称		1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民体育大会派遣事業 2-ウ) 県民体育大会強化練習事業	
交付決定額			円
既交付額			円
未交付額			円
今回請求額			円
添付書類		1. 補助金交付決定通知書の写し 2. その他 ()	

第4号様式

補助事業等の計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 へ

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助事業等を（計画変更・中止・廃止）したいので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業等の名称	1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民体育大会派遣事業 2-ウ) 県民体育大会強化練習事業		
変更又は中止（廃止）の理由			
(変更の場合) 補助事業等の内容	(変更前)		
	(変更後)		
変更又は中止（廃止）年月日	年 月 日（予定）		
添付書類			

第5号様式

補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助事業が完了したので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業	名称	1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民体育大会派遣事業 2-ウ) 県民体育大会強化練習事業	
	施行場所		
	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
交付決定額			円
既交付額			円
補助対象経費精算額			円
補助事業等の経過及び内容			
添付書類	1. 事業報告書 2. 収支決算書 3. その他 ()		

補助金交付額確定通知書

船教ス第 号
年 月 日

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

船橋市長



年 月 日付で実績報告のありました補助事業について、次のとおり補助金の額を確定しましたので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第14条の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業の名称		1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民体育大会派遣事業 2-ウ) 県民体育大会強化練習事業	
交付決定額			円
補助対象経費精算額			円
補助率			%
交付確定額			円

第7号様式

船橋市スポーツ協会事業費等補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付船橋市教育委員会教ス指令第 号により交付決定があった船橋市スポーツ協会事業費等補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市スポーツ協会事業費等補助金に係る消費税仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 円

※0円の場合はその理由について

消費税の申告義務がない

簡易課税方式による申告を行っている

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツに関する事業をとおして、地域の交流を深めたり、コミュニティづくりに役立てたりすることを目的として行う事業に対し、船橋市地域スポーツ推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号、以下「規則」という。）に定めがあるもののほか必要な事項を定め、該当補助金を交付することにより、市民に対しスポーツを体験できる場を増やすことを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受け取ることのできる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体として、船橋市教育委員会に登録した次の号に掲げる団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

- (1) 市内町会、自治会が相互の連携を図るため、地域的に組織している団体
(地区自治会連絡協議会・地区町会連合会・地区連絡協議会・地区自治会町会連合会・地区連合町会・地区連合自治会・地区町会自治会連合会・地区自治連合会・地区自治会連合協議会・地区自治会連合会・町会自治会連合会・地区町会自治会連絡協議会・地区自治連絡協議会)
- (2) 船橋市スポーツと健康を推進する会

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる補助対象事業のうち、市長が必要と認める事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費のとおりとする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合には、これを当該事業の補助対象経費からは除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の交付限度額は予算の範囲内とする。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおりの補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書

(4) その他市長が必要があると認める書類

- 2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の意見聴取)

第7条 市長は補助金の交付決定にあたっては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条の規定により、スポーツ推進審議会の意見を聞くものとする。

(交付可否の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 前条の規定により交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金に係わる事業（以下「補助事業」という。）の計画変更（市長が認める軽妙な変更は除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、船橋市地域スポーツ推進事業補助金事業の計画変更・中止・廃止申請書（第3号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第10条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為を行なった時は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部、又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽り或其他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付を受けた補助金を、補助対象以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及び、これに附した条件に違反したとき。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市地域スポーツ推進事業補助金実績報告書（第4号様式）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要があると認める書類

- 2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者

が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付額確定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知する。

(交付時期)

第13条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付請求書(第6号様式)により市長に請求しなければならない。

(補助金の精算)

第14条 補助事業者が、前条第1項ただし書きの規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けた場合であって、第12条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、精算の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定において、不足が生じた場合にあつては不足額を請求し、残額が生じた場合にあつてはこれを返納しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第16条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市地域スポーツ推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績

報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

補助対象団体	補助対象事業	補助対象経費	補助率及び限度額
地区自治会連 絡協議会等	ア)地域スポーツ奨 励事業	報償費 旅費 消耗品費 備品購入費 印刷製本費 手数料 通信運搬費 保険料 使用料及び賃借料	補助率は、補助対象経費に3分の 2を乗じた額(100円未満がある ときは、これを切り捨てた額)の 範囲内とし、1地区の補助金の額 が30万円を超えるときは、30万 円とする。
船橋市スポー ツと健康を推 進する会	イ)地域スポーツ祭 支援事業(ジョイ &スポーツ、スポ ーツの祭典)	報償費 旅費 消耗品費 備品購入費 印刷製本費 手数料 通信運搬費 保険料 使用料及び賃借料	補助率は、補助対象経費に3分の 2を乗じた額(100円未満がある ときは、これを切り捨てた額)の 範囲内とし、ジョイ&スポーツの 補助金の額が30万円を超えると きは、30万円とし、スポーツの 祭典の補助金の額が35万円を超 えるときは、35万円とする。

備考

- 1 上記の対象経費のうち、領収書等により明確にできるものに限る。
- 2 報償費は、団体の構成員に対するものは補助対象外とする。

第1号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称		
	実施年月日		
	実施場所		
	目的・内容		
	参加予定人数		
経費所要総額			円
交付申請額			円
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他 ()	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他 ()

第2号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会ス指令第
号
年 月 日

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業 の区分		1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
補助事業の名称			
経費所要総額のうち 補助対象となる経費			円
交付決定額			円
交 付 条 件		1. 補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること 2. 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。	

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取下げること。

第3号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金事業の計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助事業を（計画変更・中止・廃止）したいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助事業の名称	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業		
変更又は中止（廃止）の理由			
(変更の場合) 補助事業等の内容	(変更前)		
	(変更後)		
変更又は中止（廃止）年月日	年 月 日 (予定)		
添付書類			

第4号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助事業が完了したので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日		指令番号	船橋市教育委員会ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金	
補助対象事業	区分	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業		
	名称			
	施行場所			
	実施年月日			
	参加人数			
交付決定額				円
既交付額				円
補助対象経費精算額				円
添付書類	1. 収支決算書 2. その他 ()			

第5号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付額確定通知書

船教ス第 号
年 月 日

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のありました補助事業について、次のとおり船橋市地域スポーツ推進事業補助金の額を確定しましたので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助事業の名称		1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
交付決定額			円
補助対象経費精算額			円
補助率			%
交付確定額			円

第6号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
 団体名
 代表者氏名

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、船橋市地域スポーツ推進事業補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助事業の名称	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業		
交付決定額			円
既交付額			円
未交付額			円
今回請求額			円
添付書類	1. 補助金交付決定通知書の写し 2. その他 ()		

第7号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付船橋市教育委員会教ス指令第 号により交付決定があった船橋市地域スポーツ推進事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市地域スポーツ推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額

(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

金 円

※0円の場合はその理由について

消費税の申告義務がない

簡易課税方式による申告を行っている

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他(返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など)

3 添付資料

・返還額算出シート

(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要)

別冊 3

令和5年度
第1回 船橋市スポーツ推進審議会

船橋市スポーツ健康都市宣言
40周年記念事業について

船橋市教育委員会 生涯学習部
生涯スポーツ課

スポーツ健康都市宣言40周年！

船橋市は、昭和58年10月
10日に「スポーツ健康都市
宣言」を行い、今年で40周
年を迎えます。



スポーツ健康都市宣言40周年記念
ロゴデザイン

市民の皆さんと一体となって盛り上げ、年齢や障害の有無に関わらず、誰もがスポーツに親しみ、スポーツを通じた市民相互のコミュニケーションの機会を創出するため、「スポーツ健康都市宣言40周年記念」を冠するスポーツイベントを広く募集しています。お申込みいただくと、冠の呼称・ロゴデザインの使用や市ホームページにイベントを掲載することができます。

お申込みについてはこちら



イベントの一覧はこちら



1. 野球場

AM: クボタスピアーズ船橋・東京ベイ

PM: スポーツ協会

2. テニスコート

1日: スポーツ協会

3. ストリートバスケ・テニス壁打ち

1日: 千葉ジェッツふなばし

4. 弓道場

1日: スポーツ協会

5. プール

1日: スポーツ協会

6. 自由運動広場

AM: クボタスピアーズ船橋・東京ベイ

PM: ふなスポ活き生きパークパートナーズ

グループ (運動公園指定管理者)

7. 大人自由運動広場

1日: スポーツ協会

8. 子供運動広場

1日: スポーツ協会

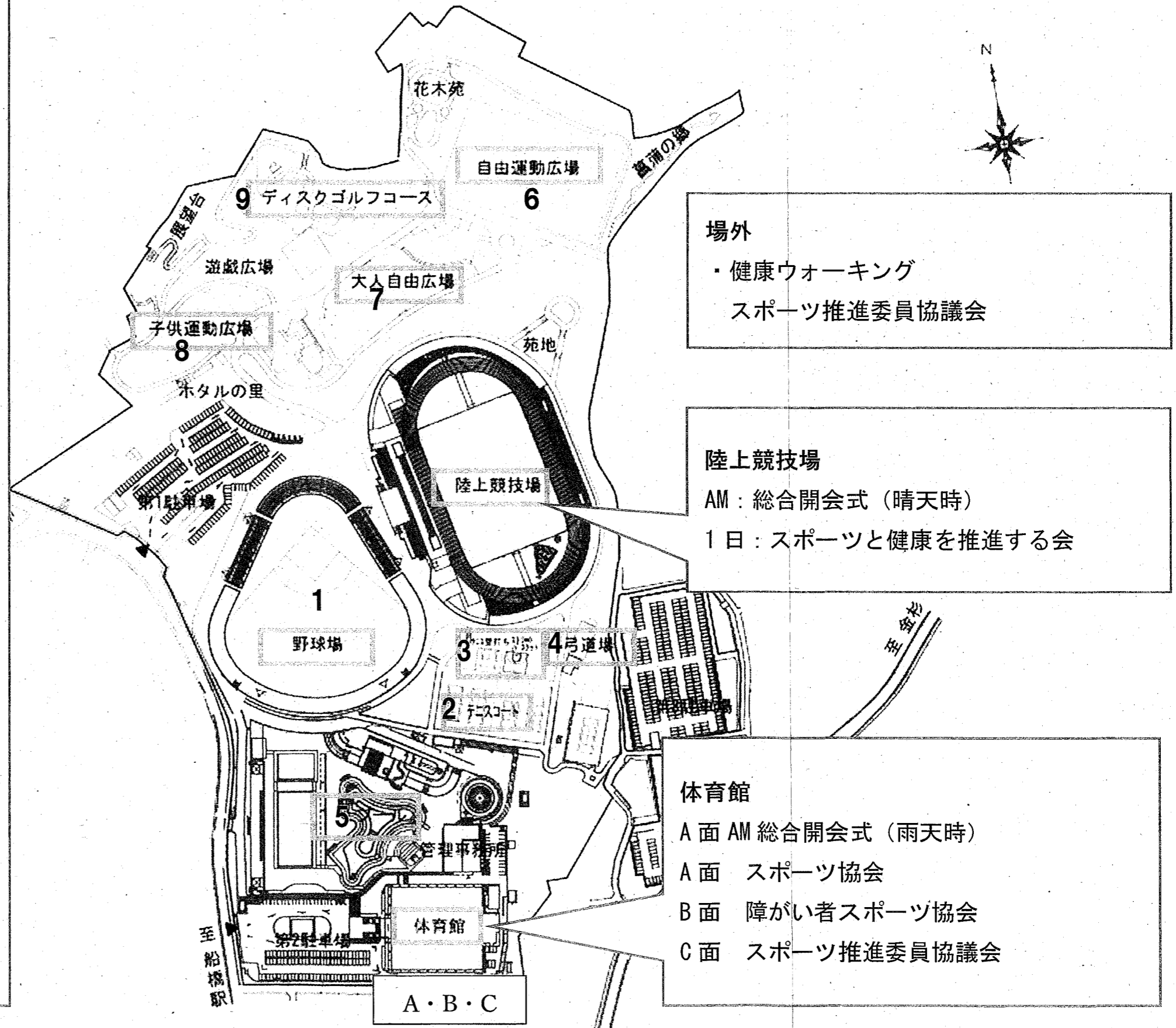
9. ディスクゴルフコース

1日: スポーツ協会

10. その他のスペース

・園路又は事務所2階会議室 ふなスポ活き
生きパークパートナーズグループ (運動公園
指定管理者)

・地域保健課



場外
・健康ウォーキング
スポーツ推進委員協議会

陸上競技場
AM: 総合開会式 (晴天時)
1日: スポーツと健康を推進する会

体育館
A面 AM 総合開会式 (雨天時)
A面 スポーツ協会
B面 障がい者スポーツ協会
C面 スポーツ推進委員協議会

A・B・C